

関係法令集成

(頁)

○電気通信事業法（昭和59年法律第86号）（抄）	…法令 1
○電波法（昭和25年法律第131号）（抄）	…法令 2 1
○総務省設置法（平成11年法律第91号）（抄）	…法令 2 5
○国家公務員法（昭和22年法律第120号）（抄）	…法令 2 6
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）（抄）	…法令 2 7
○民法（明治29年法律第89号）（抄）	…法令 2 8
○仲裁法（平成15年法律第138号）（抄）	…法令 2 9
○民事訴訟法（平成8年法律第109号）（抄）	…法令 4 0
○民事執行法（昭和54年法律第4号）（抄）	…法令 4 0
○行政手続法（平成5年法律第88号）（抄）	…法令 4 1
○電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）（抄）	…法令 4 5
○電気通信事業紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）	…法令 4 8
○電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）（抄）	…法令 5 1
○電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）（抄）	…法令 7 6
○電気通信事業紛争処理委員会事務局組織規則（平成13年総務省令第154号）	…法令 7 9
○電気通信事業紛争処理委員会手続規則（平成13年総務省令第155号）（抄）	…法令 8 0
○総務省聴聞手続規則（平成12年総理府／郵政省／自治省令第3号）	…法令 8 4
○電気通信事業紛争処理委員会運営規程 （平成13年電気通信事業紛争処理委員会決定第1号）	…法令 8 7
○電気通信事業紛争処理委員会仲裁準則 （平成15年電気通信事業紛争処理委員会決定第3号）	…法令 9 2

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電気通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。

二 電気通信設備 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいう。

三 電気通信役務 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。

四 電気通信事業 電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十二条の十第一項に規定する受託放送役務、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条に規定する有線ラジオ放送、有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第百五十二号）第二条第一項に規定する有線放送電話役務、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送及び同法第九条の規定による有線テレビジョン放送施設の使用の承諾に係る事業を除く。）をいう。

五 電気通信事業者 電気通信事業を営むことについて、第九条の登録を受けた者及び第十六条第一項の規定による届出をした者をいう。

六 電気通信業務 電気通信事業者の行う電気通信役務の提供の業務をいう。

（秘密の保護）

第四条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

（利用の公平）

第六条 電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（基礎的電気通信役務の提供）

第七条 基礎的電気通信役務（国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令※で定める電気通信役務をいう。以下同じ。）を提供する電気通信事業者は、その適切、公平かつ安定的な提供に努めなければならない。

※ 本法施行規則第十四条

（重要通信の確保）

第八条 電気通信事業者は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信を優先的に取り扱わなければならない。公共の利益のため緊急に

行うことを要するその他の通信であつて総務省令^(※1)で定めるものについて、同様とする。

2 前項の場合において、電気通信事業者は、必要があるときは、総務省令^(※2)で定める基準に従い、電気通信業務の一部を停止することができる。

3 電気通信事業者は、第一項に規定する通信（以下「重要通信」という。）の円滑な実施を他の電気通信事業者と相互に連携を図りつつ確保するため、他の電気通信事業者と電気通信設備を相互に接続する場合には、総務省令^(※3)で定めるところにより、重要通信の優先的な取扱いについて取り決めることその他の必要な措置を講じなければならない。

※1 本法施行規則第五十五条

※2 同規則第五十六条

※3 同規則第五十六条の二

（電気通信事業の登録）

第九条 電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、その者の設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じ。）の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令^(※)で定める基準を超えない場合は、この限りでない。

※ 本法施行規則第三条

（登録の取消し）

第十四条 総務大臣は、第九条の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の登録を取り消すことができる。

一 当該第九条の登録を受けた者がこの法律又はこの法律に基づく命令

若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

二 不正の手段により第九条の登録又は前条第一項の変更登録を受けたとき。

三 第十二条第一項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

2 （略）

（電気通信事業の届出）

第十六条 電気通信事業を営もうとする者（第九条の登録を受けるべき者を除く。）は、総務省令^(※)で定めるところにより、次の事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一 三 （略）

2・3 （略）

※ 本法施行規則第九条第一項

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散）

第十八条 電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 （略）

3 電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令^(※1)で定めるところにより、当該休止又は廃止しようとする電気通信事業の利用者（電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。）に対し、その旨を周知させなければならない。ただし、利用者の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして総務省令^(※2)で定める電気通信事業の休止又は廃止については、この限りでない。

※1 本法施行規則第十三条第一項

※2 同条第二項

(基礎的電気通信役務の契約約款)

第十九条 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その提供する基礎的電気通信役務に関する料金その他の提供条件(第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係る事項及び総務省令^(※2)で定める事項を除く。)について契約約款を定め、総務省令^(※2)で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定により届け出た契約約款が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、基礎的電気通信役務を提供する当該電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該契約約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないとき。

二 電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていないとき。

三 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき。

四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

五 重要通信に関する事項について適切に配慮されているものでないとき。

六 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他の社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき。

3・4 (略)

※1 本法施行規則第十六条

※2 同規則第十五条

(指定電気通信役務の保障契約約款)

第二十条 指定電気通信役務(第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であつて、当該電気通信役務に代わるべき電気通信役務が他の電気通信事業者によつて十分に提供されないことその他の事情を勘案して当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務の適正な料金その他の提供条件に基づく提供を保障することにより利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務省令^(※2)で定めるものをいう。以下同じ。)を提供する電気通信事業者は、その提供する指定電気通信役務に関する料金その他の提供条件(第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係る事項及び総務省令^(※2)で定める事項を除く。第五項及び第二十五条第二項において同じ。)について契約約款を定め、総務省令^(※2)で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定電気通信役務であつて、基礎的電気通信役務である電気通信役務については、前項(第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は適用しない。

3 総務大臣は、第一項(次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により届け出た契約約款(以下「保障契約約款」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定電気通信役務を提供する当該電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該保障契約約款を変更すべきことを命ずることができる。

- 一 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないとき。
- 二 電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていないとき。
- 三 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき。
- 四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。
- 五 重要通信に関する事項について適切に配慮されているものでないとき。
- 六 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき。

4（略）

- ※1 本法施行規則第十八条
- ※2 同規則第十九条の二
- ※3 同規則第十九条

（特定電気通信役務の料金）

第二十一条 総務大臣は、毎年少なくとも一回、総務省令で定めるところにより、指定電気通信役務であつて、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令（※1）で定めるもの（以下「特定電気通信役務」という。）に関する料金について、総務省令（※2）で定める特定電気通信役務の種別ごとに、能率的な経営の下における適正な原価及び物価その他の経済事情を考慮して、通常実現することができると認められる水準の料金を料金指数（電気通信役務の種別ごとに、料金の水準を表す数値として、通信の距離及び速度その他の区分ごとの料金額並びにそれらが適用される通信量、回線数等を基に総務省令（※3）で定める方法により算出される数値をいう。以下同じ。）によ

り定め、その料金指数（以下「基準料金指数」という。）を、その適用の日の総務省令（※4）で定める日数前までに、当該特定電気通信役務を提供する電気通信事業者に通知しなければならない。

2 特定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、特定電気通信役務に関する料金を変更しようとする場合において、当該変更後の料金の料金指数が当該特定電気通信役務に係る基準料金指数を超えるものであるときは、第十九条第一項又は前条第一項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、総務大臣の認可を受けなければならない。

3 総務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、基準料金指数以下の料金指数の料金により難い特別な事情があり、かつ、当該申請に係る変更後の料金が次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないこと。
- 二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであること。
- 三 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害するものであること。

4 総務大臣は、基準料金指数の適用後において、当該基準料金指数が適用される特定電気通信役務に関する料金の料金指数が当該基準料金指数を超えている場合は、当該基準料金指数以下の料金指数の料金により難い特別な事情があると認めるときを除き、当該特定電気通信役務を提供する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該特定電気通信役務に関する料金を変更すべきことを命ずるものとする。

5（略）

- ※1 本法施行規則第十九条の三
- ※2 同規則第十九条の四

※3 同規則第十九条の六

※4 同規則第十九条の七

(提供義務)

第二十五条 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における基礎的電気通信役務の提供を拒んではならない。

2 指定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、当該指定電気通信役務の提供の相手方と料金その他の提供条件について別段の合意がある場合を除き、正当な理由がなければ、その業務区域における保障契約約款に定める料金その他の提供条件による当該指定電気通信役務の提供を拒んではならない。

(提供条件の説明)

第二十六条 電気通信事業者及び電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「電気通信事業者等」という。）は、電気通信役務の提供を受けようとする者（電気通信事業者である者を除く。）と国民の日常生活に係るものとして総務省令（※1）で定める電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、総務省令（※2）で定めるところにより、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。

※1 本法施行規則第二十二條の二の二第一項

※2 同条第二項及び第三項

(苦情等の処理)

第二十七条 電気通信事業者は、前条の総務省令で定める電気通信役務に

係る当該電気通信事業者の業務の方法又は当該電気通信事業者が提供する同条の総務省令で定める電気通信役務についての利用者（電気通信役務の提供を受けようとする者を含み、電気通信事業者である者を除く。第二十九条第二項において同じ。）からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

(業務の改善命令)

第二十九条 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

一 電気通信事業者の業務の方法に関し通信の秘密の確保に支障があるとき。

二 電気通信事業者が特定の者に対し不当な差別的取扱いを行つてるとき。

三 電気通信事業者が重要通信に関する事項について適切に配慮していないとき。

四 電気通信事業者が提供する電気通信役務（基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務（保障契約約款に定める料金その他の提供条件により提供されるものに限る。）を除く。次号から第七号までにおいて同じ。）に関する料金についてその額の算出方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき。

五 電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他の社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害しているとき。

六 電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する提供条件（料金を

除く。次号において同じ。）において、電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に
関する費用の負担の方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を
阻害しているとき。

七 電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する提供条件が電気通
信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき。

八 事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合に電気通信
事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やか
に行わないとき。

九 前各号に掲げるもののほか、**電気通信事業者の業務の方法が適切で
ないため、利用者の利益を阻害しているとき。**

九十 電気通信事業者が国際電気通信事業に関する条約その他の国際約
束により課された義務を誠実に履行していないため、公共の利益が著
しく阻害されるおそれがあるとき。

十 電気通信事業者が電気通信設備の接続、共用又は卸電気通信役務
（電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務をいう。
以下同じ。）の提供について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的
取扱いを行いその他これらの業務に関し不当な運営を行っていること
により他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているた
め、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき。

十一 電気通信回線設備を設置することなく電気通信役務を提供する
電気通信事業の経営によりこれと電気通信役務に係る需要を共通とす
る電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業
の当該需要に係る電気通信回線設備の保持が経営上困難となるため、
公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき。

十二 前各号に掲げるもののほか、**電気通信事業者の事業の運営が適正
かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保**

に支障が生ずるおそれがあるとき。

2 総務大臣は、電気通信事業者等が第二十六条の規定に違反したときは
当該電気通信事業者等に対し、又は電気通信事業者が第二十七条の規定
に違反したときは当該電気通信事業者に対し、利用者の利益を確保する
ために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべき
ことを命ずることができる。

（禁止行為等）

第三十条 総務大臣は、総務省令（※）で定めるところにより、第三十四条
第二項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に
ついて、当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業
務に係る最近一年間における収益の額の、当該電気通信役務に係る業務
区域と同一の区域内におけるすべての同種の電気通信役務の提供の業務
に係る当該一年間における収益の額を合算した額に占める割合が総務省
令（※）で定める割合を超える場合において、当該割合の推移その他の事
情を勘案して他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するた
め必要があると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する
電気通信事業者を第三項から第五項までの規定の適用を受ける電気通信
事業者として指定することができる。

2 総務大臣は、前項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるとき
は、当該指定を解除しなければならない。

3 第一項の規定により指定された電気通信事業者及び第三十三条第二項
に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、次に
掲げる行為をしてはならない。

一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得
た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の
用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

二 その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

三 他の電気通信事業者（第百六十四条第一項各号に掲げる電気通信事業を営む者を含む。）又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に對し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉をすること。

4 総務大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、第一項の規定により指定された電気通信事業者又は第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

5 (略)

※1 本法施行規則第二十二條の三第一項

※2 同條第二項

第三十一条 第三十三條第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が法人であるときは、その役員は、当該電気通信事業者の子会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一條ノ二第一項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）に、当該電気通信事業者を子会社とする親会社（商法第二百一十一條ノ二第一項に規定する親会社をいう。以下この項及び第八十七條第一項第三号イにおいて同じ。）又は当該親会社の子会社（当該電気通信事業者を除く。）に該当する電気通信事業者であつて総務大臣が指定するもの（以下「特定関係事業者」という。）の役員を兼ねてはならない。

2 第三十三條第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（法人である場合に限る。以下この条において同じ。）は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、総務省令[※]で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

一 第三十三條第二項に規定する第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置若しくは保守、土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用又は情報の提供について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。

二 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理その他の他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。

3 総務大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、第三十三條第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

4 (略)

※ 本法施行規則第二十二條の六

(電気通信回線設備との接続)

第三十二条 電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。

一 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。

二 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、総務省令[※]で定める正当な理由があるとき。

※ 本法施行規則第二十三條

(第一種指定電気通信設備との接続)

第三十三条 総務大臣は、総務省令[※]で定めるところにより、全国の区

域を分けて電気通信役務の利用状況及び都道府県の区域を勘案して総務省令^(※2)で定める区域ごとに、その一端が利用者の電気通信設備（移動端末設備（利用者の電気通信設備であつて、移動する無線局の無線設備であるものをいう。次条第一項において同じ。）を除く。）と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備の電気通信回線の数の、当該区域内に設置されるすべての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める割合が総務省令^(※3)で定める割合を超えるもの及び当該区域において当該電気通信事業者がこれと一体として設置する電気通信設備であつて総務省令^(※4)で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備として指定することができる。

2 前項の規定により指定された電気通信設備（以下「第一種指定電気通信設備」という。）を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額（以下この条において「接続料」という。）及び他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所における技術的条件、電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別その他の接続の条件（以下「接続条件」という。）について接続約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 前項の認可を受けるべき接続約款に定める接続料及び接続条件であつて、その内容からみて利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令^(※5)で定めるものは、同項の規定にかかわらず、その認可を要しないものとする。

4・5 （略）

6 総務大臣は、第二項の認可を受けた接続約款で定める接続料が第四項

第二号に規定する原価に照らして不相当となつたため又は当該接続約款で定める接続条件が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となつたため公共の利益の増進に支障があると認めるときは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該接続約款の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

7 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、その設置する第一種指定電気通信設備との接続に関する接続料及び接続条件であつて、第三項の総務省令で定めるものについて接続約款を定め、その実施前に総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

8 総務大臣は、前項（第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により届け出た接続約款で定める接続料又は接続条件が公共の利益の増進に支障があると認めるときは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該接続約款を変更すべきことを命ずることができる。

9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、第二項の規定により認可を受け又は第七項（第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により届け出た接続約款（以下この条において「認可接続約款等」という。）によらなければ、他の電気通信事業者との間において、その設置する第一種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない。

10 **（略）前項の規定にかかわらず、認可接続約款等により難い特別な事情があるときは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務大臣の認可を受けて、当該認可接続約款等で定める接続料及び接続条件と異なる接続料及び接続条件（第二項に規定する接続料及び接続条件に該当するものにあつては、第四項各号（第一号イ及びロを除く。）のいずれにも適合しているものに限る。）のその設置する第一種指定電気通**

信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更することができる。一

11 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令^(※6)で定めるところにより、認可接続約款等を公表しなければならない。

12 14 (略)

15 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、他の電気通信事業者がその電気通信設備と第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な情報の提供に努めなければならない。

16 18 (略)

※1 本法施行規則第二十三条の二第一項

※2 同条第二項

※3 同条第三項

※4 同条第四項

※5 同規則第二十三条の六

※6 同規則第二十三条の八

(第二種指定電気通信設備との接続)

第三十四条 総務大臣は、総務省令^(※1)で定めるところにより、その一端が特定移動端末設備(総務省令^(※2)で定める移動端末設備をいう。以下この項において同じ。)と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令^(※3)で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令^(※4)で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備として指定することができる。

2 前項の規定により指定された電気通信設備(以下「第二種指定電気通信設備」という。)を設置する電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額及び接続条件について接続約款を定め、総務省令^(※5)で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 総務大臣は、前項(第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により届け出た接続約款が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該接続約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及びこれと他の電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないとき。

二 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所における技術的條件が適正かつ明確に定められていないとき。

三 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていないとき。

四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものであるとき。

五 他の電気通信事業者に対し不当な条件を付すものであるとき。

六 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

4 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、第二項(第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)の

規定により届け出た接続約款によらなければ、他の電気通信事業者との間において、第二種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない。

5 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令^(※6)で定めるところにより、第二項の規定により届け出た接続約款を公表しなければならない。

6・7 (略)

※1 本法施行規則第二十三条の九の二第一項

※2 同条第二項

※3 同条第三項

※4 同条第四項

※5 同規則第二十三条の九の三

※6 同規則第二十三条の九の四

(電気通信設備の接続に関する命令等)

第三十五条 総務大臣は、電気通信事業者が他の電気通信事業者に対し当該他の電気通信事業者が設置する電気通信回線設備と当該電気通信事業者の電気通信設備との接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず当該他の電気通信事業者がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合で、当該協定の締結を申し入れた電気通信事業者から申立てがあつたときは、第三十二条各号に掲げる場合に該当すると認めるとき及び第五十五条第一項の規定による仲裁の申請がされているときを除き、当該他の電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずるものとする。

2 総務大臣は、前項に規定する場合のほか、電気通信事業者間において、その一方が電気通信設備の接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場

合で、当該一方の電気通信事業者から申立てがあつた場合において、その接続が公共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適切であると認めるときは、第五十五条第一項の規定による仲裁の申請がされているときを除き、他の一方の電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができる。

3 電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないときは、当該電気通信設備に接続する電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務大臣の裁定を申請することができる。ただし、当事者が第五十五条第一項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

4 前項に規定する場合のほか、第一項又は第二項の規定による命令があつた場合において、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他協定の細目について、当事者間の協議が調わないときは、当事者は、総務大臣の裁定を申請することができる。

5 総務大臣は、前二項の規定による裁定の申請を受理したときは、その旨を他の当事者に通知し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えないなければならない。

6 総務大臣は、第三項又は第四項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

7 第三項又は第四項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところに従い、当事者間に協議が調つたものとみなす。

8 第三項又は第四項の裁定のうち当事者が取得し、又は負担すべき金額について不服のある者は、その裁定があつたことを知つた日から六月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

9 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

10 第三項又は第四項の裁定についての異議申立てにおいては、当事者が

取得し、又は負担すべき金額についての不服をその裁定の不服の理由とすることができない。

(第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画)

第三十六条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備の機能(総務省令^(※1)で定めるものを除く。)の変更又は追加の計画を有するときは、総務省令^(※2)で定めるところにより、その計画を当該工事の開始の日の総務省令^(※3)で定める日数前までに総務大臣に届け出なければならない。その届け出た計画を変更しようとするときも同様とする。

2 (略)

3 総務大臣は、第一項の規定による届出があつた場合において、その届け出た計画の実施により他の電気通信事業者の電気通信設備と第一種指定電気通信設備との円滑な接続に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、その計画を変更すべきことを勧告することができる。

※1 本法施行規則第二十四条の五

※2 同規則第二十四条

※3 同規則第二十四条の二第一項

(電気通信設備の共用に関する命令等)

第三十八条 総務大臣は、電気通信事業者間においてその一方が電気通信設備の共用に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方がその協議に応じず又は当該協議が調わなかつた場合で、当該一方の電気通信事業者から申立てがあつた場合において、その共用が公共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適切であると認めるときは、第百五十六条第一項において準用する第百五十五条第一項の規定による仲

裁の申請がされているときを除き、他の一方の電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができる。

2 第三十五条第三項から第十項までの規定は、電気通信設備の共用について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「接続条件」とあるのは「共用の条件」と、同条第三項中「電気通信設備に接続する電気通信設備を設置する」とあるのは「電気通信事業者と協定を締結しようとする」と、「第百五十五条第一項」とあるのは「第百五十六条第一項において準用する第百五十五条第一項」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第三十八条第一項」と読み替えるものとする。

(卸電気通信役務の提供についての準用)

第三十九条 第三十五条第三項から第十項まで及び前条第一項の規定は、卸電気通信役務の提供について準用する。この場合において、第三十五条第三項及び第四項中「接続条件」とあるのは「提供の条件」と、同条第三項及び第四項並びに前条第一項中「協定」とあるのは「契約」と、第三十五条第三項中「電気通信設備に接続する電気通信設備を設置する」とあるのは、「電気通信事業者と契約を締結しようとする」と、「第百五十五条第一項」とあるのは「第百五十六条第二項において準用する第百五十五条第一項」と、同条第三十九條において準用する第三十八条第一項と、前条第一項中「その共用」とあるのは「その提供」と、「第百五十六条第一項」とあるのは「第百五十六条第二項」と読み替えるものとする。

(事業の認定)

第一百七条 電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業者を営む電気通信事業者又は当該電気通信事業を営もうとする者は、次節の規定の適用を受けようとする場合には、申請により、その電気通

信事業の全部又は一部について、総務大臣の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 申請に係る電気通信事業の業務区域

三 申請に係る電気通信事業の用に供する電気通信設備の概要

3 前項の申請書には、事業計画書その他総務省令(※)で定める書類を添付しなければならない。

※ 本法施行規則第四十条の九、第四十条の十

(認定の基準)

第百十九条 総務大臣は、第百十七条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認定をしてはならない。

一 申請に係る電気通信事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

二 申請に係る電気通信事業の計画が確実かつ合理的であること。

三 申請に係る電気通信事業を営むために必要とされる第九条の登録若しくは第十三条第一項の変更登録を受け、又は第十六条第一項若しくは第三項の届出をしていること。

(事業の開始の義務)

第百二十条 第百十七条第一項の認定を受けた者(以下「認定電気通信事業者」という。)は、総務大臣が指定する期間内に、その認定に係る電気通信事業(以下「認定電気通信事業」という。)を開始しなければならない。

2 4 (略)

(提供義務)

第百二十一条 認定電気通信事業者は、正当な理由がなければ、認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供を拒んではならない。

2 総務大臣は、認定電気通信事業者が前項の規定に違反したときは、当該認定電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

(事業の休止及び廃止)

第百二十四条 認定電気通信事業者は、認定電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の休止の期間は、一年を超えてはならない。

(認定の取消し)

第百二十六条 総務大臣は、認定電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第百十八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 第百二十条第一項の規定により指定した期間(同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間)内に認定電気通信事業を開始しないとき。

三 前二号に規定する場合のほか、認定電気通信事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

2 (略)

(土地等の使用権)

第二百二十八条 認定電気通信事業者は、認定電気通信事業の用に供する線路及び空中線（主として一の構内（これに準ずる区域を含む。）又は建物内（以下この項において「構内等」という。）に在る者の通信の用に供するため当該構内等に設置する線路及び空中線については、公衆の通行し、又は集合する構内等に設置するものに限る。）並びにこれらの附属設備（以下この節において「線路」と総称する。）を設置するため他人の土地及びこれに定着する建物その他の工作物（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第二項に規定する行政財産、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条第三項に規定する行政財産その他政令^{（※1）}で定めるもの（第四項において「行政財産等」という。）を除く。以下「土地等」という。）を利用することが必要かつ適当であるときは、総務大臣の認可を受けて、その土地等の所有者（所有権以外の権原に基づきその土地等を使用するものがあるときは、その者及び所有者。以下同じ。）に対し、その土地等を使用する権利（以下「使用権」という。）の設定に関する協議を求めることができる。第三項の存続期間が満了した後において、その期間を延長して使用しようとするときも、同様とする。

2 前項の認可は、認定電気通信事業者がその土地等の利用を著しく妨げない限度において使用する場合にすることができる。ただし、他の法律によつて土地等を収用し、又は使用することができる事業の用に供されている土地等にあつてはその事業のための土地等の利用を妨げない限度において利用する場合に限り、建物その他の工作物にあつては線路を支持するために利用する場合に限る。

3 第一項の使用権の存続期間は、十五年（地下ケーブルその他の地下工作物又は鉄鋼若しくはコンクリート造の地上工作物の設置を目的とするものにあつては、五十年）とする。ただし、同項の協議又は第三百三十二

条第二項若しくは第三項の裁定においてこれより短い期間を定めたときは、この限りでない。

4 総務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、その土地等の所有者（その土地等が行政財産等に定着する建物その他の工作物であるときは、当該行政財産等を管理する者その他の政令^{（※2）}で定める者を含む。次項並びに第三百三十条第一項及び第三百三十一条において同じ。）の意見を聴くものとする。

5 総務大臣は、第一項の認可をしたときは、その旨をその土地等の所有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

6 第一項の協議が調つた場合には、認定電気通信事業者及び土地等の所有者は、総務省令^{（※3）}で定めるところにより、その協議において定めた事項を総務大臣に届け出るものとする。

7 前項の届出があつたときは、その届け出たところに従い、認定電気通信事業者がその土地等の使用権を取得し、又は当該使用権の存続期間が延長されるものとする。

8 認定電気通信事業者及び土地等の所有者は、その合意により、使用権を消滅させることができる。この場合においては、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

※1 本法施行令第三条

※2 同第四条

※3 本法施行規則第四十二条

(裁定の申請)

第二百二十九条 前条第一項の規定による協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、認定電気通信事業者は、総務省令^{（※）}で定める手続に従い、その土地等の使用について、総務大臣の裁定を申請することができる。ただし、同項の認可があつた日から三月を経過したと

きはこの限りでない。

- 2 認定電気通信事業者は、使用権の存続期間の延長について前項の規定により裁定を申請したときは、その裁定があるまでは、引き続きその土地等を使用することができる。

※ 本法施行規則第四十三条

(裁定)

- 第百三十条 総務大臣は、前条第一項の規定による裁定の申請を受理したときは、三日以内に、その申請書の写しを当該市町村長に送付するとともに、土地等の所有者に裁定の申請があつた旨を通知しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の書類を受け取つたときは、三日以内に、その旨を公告し、公告の日から一週間、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

- 3 市町村長は、前項の規定による公告をしたときは、公告の日を総務大臣に報告しなければならない。

- 4 (略)

- 第百三十一条 前条第二項の規定による公告があつたときは、土地等の所有者その他利害関係人は、公告の日から十日以内に、総務大臣に意見書を提出することができる。

- 第百三十二条 総務大臣は、前条の期間が経過した後、速やかに、裁定をしなければならない。

- 2 使用権を設定すべき旨を定める裁定においては、次の事項を定めなければならない。

- 一 使用権を設定すべき土地等の所在地及びその範囲

- 二 線路の種類及び数

- 三 使用開始の時期

- 四 使用権の存続期間を定めたときは、その期間

- 五 対価の額並びにその支払の時期及び方法

- 3 使用権の存続期間を延長すべき旨を定める裁定においては、延長する期間（延長に際し前項第五号に掲げる事項を変更するときは、延長する期間及び当該変更後の同号に掲げる事項）を定めなければならない。

- 4 総務大臣は、第二項第五号に掲げる事項（前項に規定する変更後のものを含む。）については、あらかじめその土地等の所在する都道府県の収用委員会の意見を聴き、これに基づいて裁定しなければならない。この場合において、同号の対価の額の基準は、その使用により通常生ずる損失を償うように、線路及び土地等の種類ごとに政令[※]で定める。

- 5 総務大臣は、第百二十九条第一項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を認定電気通信事業者及び土地等の所有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

- 6 使用権を設定すべき旨を定める裁定があつたときは、その裁定において定められた使用開始の時期に、認定電気通信事業者は、その土地等の使用権を取得するものとする。

- 7 使用権の存続期間を延長すべき旨を定める裁定があつたときは、当該使用権の存続期間は、その裁定において定められた期間延長されるものとする。

- 8 第三十五条第八項から第十項までの規定は、第百二十九条第一項の裁定について準用する。この場合において、第三十五条第八項及び第十項中「当事者が取得し、又は負担すべき金額」とあるのは、「対価の額」と読み替えるものとする。

※ 本法施行令第五条

(土地等の一時使用)

第三百三十三条 認定電気通信事業者は、認定電気通信事業の実施に関し、次に掲げる目的のため他人の土地等を利用することが必要であつて、やむを得ないときは、その土地等の利用を著しく妨げない限度において、一時これを使用することができる。ただし、建物その他の工作物にあつては、線路を支持するために利用する場合に限る。

一〇三 (略)

二〇六 (略)

(土地の立入り)

第三百三十四条 認定電気通信事業者は、線路に関する測量、実地調査又は工事のため必要があるときは、他人の土地に立ち入ることができる。

2 (略)

(通行)

第三百三十五条 認定電気通信事業者は、線路に関する工事又は線路の維持のため必要があるときは、他人の土地を通行することができる。

2 (略)

(植物の伐採)

第三百三十六条 認定電気通信事業者は、植物が線路に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合又は植物が線路に関する測量、実地調査若しくは工事に支障を及ぼす場合において、やむを得ないときは、総務大臣の認可を受けて、その植物を伐採し、又は移植することができる。

2・3 (略)

(損失補償)

第三百三十七条 認定電気通信事業者は、第三百三十三条第一項の規定により

他人の土地等を一時使用し、第三百三十四条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、第三百三十五条第一項の規定により他人の土地を通行し、又は前条第一項若しくは第三項の規定により植物を伐採し、若しくは移植したことによつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

2〇四 (略)

(線路の移転等)

第三百三十八条 使用権に基づいて線路が設置されている土地等又はこれに近接する土地等の利用の目的又は方法が変更されたため、その線路が土地等の利用に著しく支障を及ぼすようになったときは、その土地等の所有者は、認定電気通信事業者に、線路の移転その他支障の除去に必要な措置をすべきことを請求することができる。

2 認定電気通信事業者は、前項の措置が業務の遂行上又は技術上著しく困難な場合を除き、同項の措置をしなければならない。

3 第一項の措置について、認定電気通信事業者と土地等の所有者との間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、認定電気通信事業者又は土地等の所有者は、総務省令[※]で定める手続に従い、総務大臣の裁定を申請することができる。

4 第三百三十条、第三百三十一条並びに第三百三十二条第一項及び第五項の規定は、前項の裁定について準用する。

5 第一項の措置をすべき旨を定める裁定においては、その措置に要する費用の全部又は一部を土地等の所有者が負担すべき旨を定めることができる。

6 第一項の措置をすべき旨を定める裁定においては、その措置をすべき時期(前項の場合にあつては、その時期並びに土地等の所有者が負担す

べき費用の額、支払の時期及び支払の方法」を定めなければならない。
7 第四項において準用する第百三十二条第五項の規定による公告があつたときは、裁定の定めるところに従い、認定電気通信事業者と土地等の所有者との間に協議が調つたものとみなす。

8 第三十五条第八項から第十項までの規定は、第三項の裁定について準用する。この場合において、同条第八項及び第十項中「当事者が取得し、又は負担すべき金額」とあるのは、「費用の負担の額」と読み替えるものとする。

※ 本法施行規則第四十七条

(公用水面の使用)

第百四十条 (略)

(水底線路の保護)

第百四十一条 (略)

第百四十二条、第百四十三条 (略)

(設置及び権限)

第百四十四条 総務省に、電気通信事業紛争処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、この法律及び電波法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第百四十五条 委員会は、委員五人をもつて組織する。

2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち二人以内は、常勤とするこ

とができる。

(委員長)

第百四十六条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員会は、あらかじめ、委員長に事故があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならない。

(委員の任命)

第百四十七条 委員は、電気通信事業又は電波の利用に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、総務大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認得られないときは、総務大臣は、直ちに、その委員を罷免しなければならない。

(任期)

第百四十八条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員の罷免)

第四百九条 総務大臣は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

(委員の服務)

第五十条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 常勤の委員は、在任中、総務大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(委員の給与)

第五十一条 委員の給与は、別に法律で定める。

(事務局)

第五十二条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の名を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第五十三条 この節に規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令[※]で定める。

※ 電気通信事業紛争処理委員会令

(電気通信設備の接続に関するあつせん)

第五十四条 電気通信事業者間において、その一方が電気通信設備の接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方がその協議に応じず、若しくは当該協議が調わないとき、又は電気通信設備の接続に関する協定の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額若しくは接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第三十五条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

2 委員会は、事件がその性質上あつせんをするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的のみだりにあつせんの申請をしたと認めるときを除き、あつせんを行うものとする。

3 委員会によるあつせんは、委員会の委員その他の職員（委員会があらかじめ指定する者に限る。次条第三項において同じ。）のうちから委員会が事件ごとに指名するあつせん委員が行う。

4 あつせん委員は、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が解決されるように努めなければならない。

5 あつせん委員は、当事者から意見を聴取し、又は当事者に対し報告を求め、事件の解決に必要なあつせん案を作成し、これを当事者に提示することができる。

6 あつせん委員は、あつせん中の事件について、当事者が第三十五条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項の規定による仲裁の申請をしたときは、当該あつせんを打ち切るものとする。

(電気通信設備の接続に関する仲裁)

第百五十五条 電気通信事業者間において、電気通信設備の接続に関する

協定の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。ただし、当事者が第三十五条第一項若しくは第二項の申立て又は同条第三項の規定による裁定の申請をした後は、この限りでない。

2 委員会による仲裁は、三人の仲裁委員が行う。

3 仲裁委員は、委員会の委員その他の職員のうちから当事者が合意によつて選定した者につき、委員会が指名する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたときは、委員会の委員その他の職員のうちから委員会が指名する。

4 仲裁については、この条に別段の定めがある場合を除いて、仲裁委員を仲裁人とみなして、仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）の規定を準用する。

（準用）

第百五十六条 前二条の規定は、電気通信設備の共用に関する協定について準用する。この場合において、第百五十四条第一項及び前条第一項中「接続条件」とあるのは「共用の条件」と、第百五十四条第一項及び第六項並びに前条第一項中「第三十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十八条第一項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第二項」において準用する第三十五条第三項」と読み替えるものとする。

2 前二条の規定は、卸電気通信役務の提供に関する契約について準用する。この場合において、第百五十四条第一項及び前条第一項中「接続条件」とあるのは「提供の条件」と、「協定の細目」とあるのは「契約の細目」と、第百五十四条第一項及び第六項並びに前条第一項中「第三十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十九条において準用する第

三十八条第一項」と、「同条第三項」とあるのは「第三十九条において準用する第三十五条第三項」と読み替えるものとする。

（その他の協定等に関するあつせん等）

第百五十七条 電気通信事業者間において、電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要なものとして政令[※]で定める協定又は契約（第三項において「協定等」という。）の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。

2 第百五十四条第二項から第五項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。

3 電気通信事業者間において、協定等の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。

4 第百五十五条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。

※ 本法施行令第七条

（申請の経由）

第百五十八条 この節の規定により委員会に対してするあつせん又は仲裁の申請は、総務大臣を経由してしなければならない。

（政令への委任）

第百五十九条 この節に規定するもののほか、あつせん及び仲裁の手續に關し必要な事項は政令[※]で定める。

(委員会への諮問)

第百六十条 総務大臣は、次に掲げる事項については、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 第三十五条第一項若しくは第二項の規定による電気通信設備の接続に関する命令、同条第三項若しくは第四項の規定による電気通信設備の接続に関する裁定、第三十八条第一項の規定による電気通信設備の共用に関する命令、同条第二項において準用する第三十五条第三項若しくは第四項の規定による電気通信設備の共用に関する裁定、第三十九条において準用する第三十五条第三項若しくは第四項の規定による電気通信設備の共用に関する裁定、第三十九条において準用する第三十八条第一項の規定による電気通信設備の提供に関する命令、第二百二十八条第一項の規定による土地等の使用に関する認可、第二百二十九条第一項の規定による土地等の使用に関する裁定又は第二百三十八条第三項の規定による支障の除去に必要な措置に関する裁定

二 第十九条第二項の規定による契約約款の変更の命令、第二十条第三項の規定による保障契約約款の変更の命令、第二十一条第四項の規定による特定電気通信役務の料金の変更の命令、第二十九条第一項の規定による業務の改善命令、第三十条第四項の規定による同条第三項の規定に違反する行為の停止若しくは変更の命令、第三十一条第三項の規定による同条第二項の規定に違反する行為の停止若しくは変更の命令、第三十三条第六項の規定による接続約款の変更の認可の申請の命令、同条第八項の規定による接続約款の変更の命令、第三十四条第三項の規定による接続約款の変更の命令、第三十六条第三項の規定による計画の変更の勧告又は第二百二十一条第二項の規定による業務の改善

命令

(聴聞の特例)

第百六十一条 総務大臣は、第十九条第二項、第二十条第三項、第二十一条第四項、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第四項、第三十一条第三項、第三十三条第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条第一項若しくは第二項、第三十八条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）又は第二百二十一条第二項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見の陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前項に規定する処分に係る聴聞を行う場合において、当該処分が前条の規定により委員会に諮問すべきこととされている処分であるときは、当該処分に係る聴聞の主宰者は、委員会の委員のうちから、委員会の推薦により指名するものとする。

3 第一項に規定する処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(勧告)

第百六十二条 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項に関し、総務大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

2 総務大臣は、前項の勧告を受けたときは、その内容を公表しなければならない。

(報告及び検査)

第百六十六条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気

通信事業者等に対し、その事業に関し報告をさせ、又はその職員に、電気通信事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気通信設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

28 (略)

(意見の申出)

第七十二条 電気通信事業者の電気通信役務に関する料金その他の提供条件又は電気通信事業者等の業務の方法に関し苦情その他の意見のある者は、総務大臣に対し、理由を記載した文書を提出して意見の申出をすることができる。

2 総務大臣は、前項の申出があつたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を申出者に通知しなければならない。

○電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、電波の公平且つ能率的な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

- 一 「電波」とは、三百万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
- 二 「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- 三 「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- 四 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- 五 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。但し、受信[※]のみを目的とするものを含まない。
- 六 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその監督を行う者であつて、総務大臣の免許を受けたものをいう。

※ 本法施行規則第五条

(無線局の開設)

第四条 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。

- 一 発射する電波が著しく微弱な無線局で総務省令^{※1}で定めるもの

(欠格事由)

第五条 (略)

2 (略)

- 3 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないこと

- 二 二十六・九メガヘルツから二十七・二メガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・五ワット以下である無線局のうち総務省令^{※2}で定めるものであつて、第三十八条の七第一項(第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。)、第三十八条の二十六(第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。)、又は第三十八条の三十五の規定により表示が付されている無線設備(第三十八条の二十三第一項(第三十八条の二十九、第三十八条の三十一第四項及び第六項並びに第三十八条の三十八において準用する場合を含む。))の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。以下「適合表示無線設備」という。)のみを使用するもの
- 三 空中線電力が〇・〇一ワット以下である無線局のうち総務省令^{※3}で定めるものであつて、次条の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令^{※4}で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、適合表示無線設備のみを使用するもの

四 第二十七条の十八第一項の登録を受けて開設する無線局(以下「登録局」という。)

※1 本法施行規則第六条第一項

※2 同規則第六条第三項

※3 同規則第六条第四項

※4 同規則第六条の二、無線設備規則第九条の四

ができる。

一 この法律又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）に規定する罪を犯し罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第七十五条第一項又は第七十六条第三項（第四号を除く。）若しくは第四項（第五号を除く。）の規定により無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 第二十七条の十五第一項（第三号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

四 第七十六条第五項（第三号を除く。）の規定により第二十七条の十八第一項の登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

（免許の申請）

第六条 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 八 （略）

九 他の無線局の第十四条第二項第二号の免許人又は第二十七条の二十三第一項の登録人（以下「免許人等」という。）との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容

2 8 （略）

（免許状）

第十四条 （略）

2 免許状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 （略）

二 免許人（無線局の免許を受けた者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所

三 十一 （略）

3 （略）

（無線局に関する情報の公表等）

第二十五条 総務大臣は、無線局の免許又は第二十七条の十八第一項の登録（以下「免許等」という。）をしたときは、総務省令^{※1}で定める無線局を除き、その無線局の免許状又は第二十七条の二十二第一項の登録状（以下「免許状等」という。）に記載された事項のうち総務省令^{※2}で定めるものをインターネットの利用その他の方法により公表する。

2・3 （略）

※1 本法施行規則第十一条の二

※2 同規則第十一条

（登録）

第二十七条の十八 電波を放射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を放射しないことを確保する機能を有する無線局その他無線設備の規格（総務省令^{※1}で定めるものに限る。以下同じ。）を同じくする他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することのできる無線局のうち総務省令^{※2}で定めるものであつて、適合表示無線設備のみを使用するものを総務省令^{※3}で定める区域内に開設しようとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- 二 開設しようとする無線局の無線設備の規格
- 三 無線設備の設置場所
- 四 周波数及び空中線電力

3 前項の申請書には、開設の目的その他総務省令^{※4}で定める事項（他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を含む。第二十七條の二十九第三項において同じ。）を記載した書類を添付しなければならない。

※1 本法施行規則第一七條

※2 同規則第一六條

※3 同規則第一八條

※4 無線局免許手続規則第二十五條の十

（登録の拒否）

第二十七條の二十（略）

2 総務大臣は、第二十七條の十八第一項の登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否することができる。

- 一 申請者が第五條第三項各号のいずれかに該当するとき。
- 二 申請に係る無線局と使用する周波数を同じくするものについて第七十六條の二の二の規定により登録に係る無線局を開設することが禁止され、又は登録局の運用が制限されているとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、申請に係る無線局の開設が周波数割当計画に適合しないときその他電波の適正な利用を阻害するおそれがあると認められるとき。

（変更登録等）

第二十七條の二十三 登録人（第二十七條の十八第一項の登録を受けた者

をいう。以下同じ。）は、同条第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、総務省令^{※5}で定める軽微な変更については、この限りでない。

24（略）

※ 本法施行規則第十九條

（非常時運用人による無線局の運用）

第七十條の七 無線局（その運用が、専ら第三十九條第一項本文の総務省

令で定める簡易な操作（次条第一項において単に「簡易な操作」という。）によるものに限る。）の免許人等は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を行うときは、当該無線局の免許等が効力を有する間、当該無線局を自己以外の者に運用させることができる。

2 前項の規定により無線局を自己以外の者に運用させた免許人等は、遅滞なく、当該無線局を運用する自己以外の者（以下この条において「非常時運用人」という。）の氏名又は名称、非常時運用人による運用の期間その他の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

3 前項に規定する免許人等は、当該無線局の運用が適正に行われるよう、総務省令^{※1}で定めるところにより、非常時運用人に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

4 第七十四條第二項、第七十六條第一項及び第二項、七十六條の二の二並びに第八十一條の規定は、非常時運用人について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令^{※2}で定める。

※1 本法施行規則第四十一條の二の二

※2 本法施行令第四條

(免許人以外の者による特定の無線局の簡易な操作による運用)

第七十条の八 電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局（無線設備の設置場所、空中線電力等を勘案して、簡易な操作で運用することにより他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるとして総務省令^{（※）}で定めるものに限る。）の免許人は、当該無線局の免許人以外の者による運用（簡易な操作によるものに限る。以下この条において同じ。）が電波の能率的な利用に資するものである場合には、当該無線局の免許が効力を有する間、自己以外の者に当該無線局の運用を行わせることができる。ただし、免許人以外の者が第五条第三項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により自己以外の者に無線局の運用を行わせた免許人について準用する。

3 第七十四条の二第二項、第七十六条第一項及び第八十一条の規定は、第一項の規定により無線局の運用を行う当該無線局の免許人以外の者について準用する。

4 前二項の場合において、必要な技術的読替えは、政令^{（※）}で定める。

※1 本法施行規則第四十一条の二の三

※2 本法施行令第五条

(登録人以外の方による登録局の運用)

第七十条の九 登録局の登録人は、当該登録局の登録人以外の方による運用が電波の能率的な利用に資するものであり、かつ、他の無線局の運用に混信その他の妨害を与えるおそれがないと認める場合には、当該登録局の登録が効力を有する間、当該登録局を自己以外の方々に運用させることができる。ただし、登録人以外の方々が第二十七条の二十第二項各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 第七十条の七第二項及び第三項の規定は、前項の規定により自己以外の方に登録局を運用させた登録人について準用する。

3 第三十九条第四項及び第七項、第五十一条、第七十四条の二第二項、第七十六条第一項及び第二項、第七十六条の二の二並びに第八十一条の規定は、第一項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の方について準用する。

4 前二項の場合において、必要な技術的読替えは、政令^{（※）}で定める。

※ 本法施行令第六条

○総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、総務省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第八条 （略）

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより総務省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

国地方係争処理委員会

電気通信事業紛争処理委員会

電波監理審議会

独立行政法人評価委員会

第十九条 電気通信事業紛争処理委員会については、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及び電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（本人の意に反する降任及び免職の場合）

第七十八条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、人事院規則[※]の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 その他その官職に必要な適格性を欠く場合
- 四 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

※ 人事院規則一一—四

（懲戒の場合）

第八十二条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

（秘密を守る義務）

第一百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。そ

の職を退いた後といえども同様とする。

（政治的行為の制限）

第一百二条 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則[※]で定める政治的行為をしてはならない。

2 職員は、公選による公職の候補者となることができない。

3 職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

※ 人事院規則一四—七

（私企業からの隔離）

第一百三十三条 職員は、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下営利企業という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、又は自ら営利企業を営んではならない。

2 前項の規定は、人事院規則[※]の定めるところにより、所轄庁の長の申出により人事院の承認を得た場合には、これを適用しない。

※ 人事院規則一四—四、一四—八

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以下同じ。）が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなっていることにかんがみ、裁判外紛争解決手続についての基本理念及び国等の責務を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の中断等に係る特例を定めてその利便の向上を図ること等により、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、もって国民の権利利益の適切な実現に資することを目的とする。

（基本理念等）

第三条 裁判外紛争解決手続は、法による紛争の解決のための手続として、紛争の当事者の自主的な紛争解決の努力を尊重しつつ、公正かつ適正に実施され、かつ、専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図るものでなければならない。

2 裁判外紛争解決手続を行う者は、前項の基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（和解）

第六百九十五条 和解は、当事者が互いに譲歩をしてその間に存する争いをやめることを約することによって、その効力を生ずる。

（和解の効力）

第六百九十六条 当事者の一方が和解によって争いの目的である権利を有するものと認められ、又は相手方がこれを有しないものと認められた場合において、その当事者の一方が従来その権利を有していなかった旨の確証又は相手方がこれを有していた旨の確証が得られたときは、その権利は、和解によってその当事者の一方に移転し、又は消滅したものとす
る。

○仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）（抄）

（趣旨）

第一条 仲裁地が日本国内にある仲裁手続及び仲裁手続に関して裁判所が行う手続については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

（定義）

第二条 この法律において「仲裁合意」とは、既に生じた民事上の紛争又は将来において生ずる一定の法律関係（契約に基づくものであるかどうかを問わない。）に関する民事上の紛争の全部又は一部の解決を一人又は二人以上の仲裁人にゆだね、かつ、その判断（以下「仲裁判断」という。）に服する旨の合意をいう。

2 この法律において「仲裁廷」とは、仲裁合意に基づき、その対象となる民事上の紛争について審理し、仲裁判断を行う一人の仲裁人又は二人以上の仲裁人の合議体をいう。

3 この法律において「主張書面」とは、仲裁手続において当事者が作成して仲裁廷に提出する書面であつて、当該当事者の主張が記載されているものをいう。

（適用範囲）

第三条 次章から第七章まで、第九章及び第十章の規定は、次項及び第八条に定めるものを除き、仲裁地が日本国内にある場合について適用する。

2 第十四条第一項及び第十五条の規定は、仲裁地が日本国内にある場合、仲裁地が日本国外にある場合及び仲裁地が定まっていない場合に適用する。

3 第八章の規定は、仲裁地が日本国内にある場合及び仲裁地が日本国外

にある場合に適用する。

（裁判所の関与）

第四条 仲裁手続に関しては、裁判所は、この法律に規定する場合に限り、その権限を行使することができる。

（裁判所の管轄）

第五条 この法律の規定により裁判所が行う手続に係る事件は、次に掲げる裁判所の管轄に専属する。

一 当事者が合意により定めた地方裁判所

二 仲裁地（一の地方裁判所の管轄区域のみに属する地域を仲裁地として定めた場合に限る。）を管轄する地方裁判所

三 当該事件の被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所

2 この法律の規定により二以上の裁判所が管轄権を有するときは、先に申立てがあつた裁判所が管轄する。

3 裁判所は、この法律の規定により裁判所が行う手続に係る事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送しなければならない。

（任意的口頭弁論）

第六条 この法律の規定により裁判所が行う手続に係る裁判は、口頭弁論を経ないことができる。

（裁判に対する不服申立て）

第七条 この法律の規定により裁判所が行う手続に係る裁判につき利害関係を有する者は、この法律に特別の定めがある場合に限り、当該裁判に對し、その告知を受けた日から二週間の不変期間内に、即時抗告をする

ことができる。

(仲裁地が定まっていな場合における裁判所の関与)

第八条 裁判所に対する次の各号に掲げる申立ては、仲裁地が定まっていな場合であつて、仲裁地が日本国内となる可能性があり、かつ、申立人又は被申立人の普通裁判籍(最後の住所により定まるものを除く。)の所在地が日本国内にあるときも、することができる。この場合においては、当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規定を適用する。

一 第十六条第三項の申立て 同条

二 第十七条第二項から第五項までの申立て 同条

三 第十九条第四項の申立て 第十八条及び第十九条

四 第二十条の申立て 同条

2 前項の場合における同項各号に掲げる申立てに係る事件は、第五条第一項の規定にかかわらず、前項に規定する普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

(裁判所が行う手続に係る事件の記録の閲覧等)

第九条 この法律の規定により裁判所が行う手続について利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、次に掲げる事項を請求することができる。

一 事件の記録の閲覧又は謄写

二 事件の記録中の電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録の複製

三 事件の記録の正本、謄本又は抄本の交付

四 事件に関する事項の証明書の交付

(裁判所が行う手続についての民事訴訟法の準用)

第十条 この法律の規定により裁判所が行う手続に関しては、特別の定め

がある場合を除き、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定により裁判所が行う手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(書面によつてする通知)

第十二条 (略)

2 裁判所は、仲裁手続における書面によつてする通知について、当該書面を名あて人の住所、常居所、営業所、事務所又は配達場所に配達することが可能であるが、発信人が当該配達の事実を証明する資料を得ることが困難である場合において、必要があると認めるときは、発信人の申立てにより、裁判所が当該書面の送達をする旨の決定をすることができる。この場合における送達については、民事訴訟法第四百四条及び第四百十条から第四百十三条までの規定は適用しない。

3 前項の規定は、当事者間に同項の送達を行わない旨の合意がある場合には、適用しない。

4 第二項の申立てに係る事件は、第五条第一項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号に掲げる裁判所並びに名あて人の住所、常居所、営業所、事務所又は配達場所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

5 (略)

6 第一項及び前項の規定は、この法律の規定により裁判所が行う手続において通知を行う場合については、適用しない。

(仲裁合意の効力等)

第十三条 仲裁合意は、法令に別段の定めがある場合を除き、当事者が和解をすることができる民事上の紛争（離婚又は離縁の紛争を除く。）を対象とする場合に限り、その効力を有する。

2 仲裁合意は、当事者の全部が署名した文書、当事者が交換した書簡又は電報（ファクシミリ装置その他の隔地者間の通信手段で文字による通信内容の記録が受信者に提供されるものを用いて送信されたものを含む。）その他の書面によってしなければならない。

3 書面によってされた契約において、仲裁合意を内容とする条項が記載された文書が当該契約の一部を構成するものとして引用されているときは、その仲裁合意は、書面によってされたものとする。

4 仲裁合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によつてされたときは、その仲裁合意は、書面によつてされたものとする。

5 仲裁手続において、一方の当事者が提出した主張書面に仲裁合意の内容の記載があり、これに対して他方の当事者が提出した主張書面にこれを争う旨の記載がないときは、その仲裁合意は、書面によつてされたものとみなす。

6 仲裁合意を含む一の契約において、仲裁合意以外の契約条項が無効、取消しその他の事由により効力を有しないものとされる場合においても、仲裁合意は、当然には、その効力を妨げられない。

（仲裁合意と本案訴訟）

第十四条 仲裁合意の対象となる民事上の紛争について訴えが提起されたときは、受訴裁判所は、被告の申立てにより、訴えを却下しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 仲裁合意が無効、取消しその他の事由により効力を有しないとき。

二 仲裁合意に基づく仲裁手続を行うことができないとき。
三 当該申立てが、本案について、被告が弁論をし、又は弁論準備手続において申述をした後にされたものであるとき。

2 仲裁廷は、前項の訴えに係る訴訟が裁判所に係属する間においても、仲裁手続を開始し、又は続行し、かつ、仲裁判断をすることができる。

（仲裁合意と裁判所の保全処分）

第十五条 仲裁合意は、その当事者が、当該仲裁合意の対象となる民事上の紛争に関して、仲裁手続の開始前又は進行中に、裁判所に対して保全処分の申立てをすること、及びその申立てを受けた裁判所が保全処分を命ずることを妨げない。

（忌避の原因等）

第十八条 当事者は、仲裁人に次に掲げる事由があるときは、当該仲裁人を忌避することができる。

一 当事者の合意により定められた仲裁人の要件を具備しないとき。

二 仲裁人の公正性又は独立性を疑うに足りる相当な理由があるとき。
2 仲裁人を選任し、又は当該仲裁人の選任について推薦その他これに類する関与をした当事者は、当該選任後に知った事由を忌避の原因とする場合に限り、当該仲裁人を忌避することができる。

3 仲裁人への就任の依頼を受けてその交渉に応じようとする者は、当該依頼をした者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実の全部を開示しなければならない。

4 仲裁人は、仲裁手続の進行中、当事者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実（既に開示したものを除く。）の全部を遅滞なく開示しなければならない。

(忌避の手続)

第十九条 仲裁人の忌避の手続は、当事者が合意により定めるところによる。ただし、第四項に規定するものについては、この限りでない。

2 前項の合意がない場合において、仲裁人の忌避についての決定は、当事者の申立てにより、仲裁廷が行う。

3 前項の申立てをしようとする当事者は、仲裁廷が構成されたことを知った日又は前条第一項各号に掲げる事由のいずれかがあることを知った日のいずれか遅い日から十五日以内に、忌避の原因を記載した申立書を仲裁廷に提出しなければならない。この場合において、仲裁廷は、当該仲裁人に忌避の原因があると認めるときは、忌避を理由があるとする決定をしなければならない。

4 前三項に規定する忌避の手続において仲裁人の忌避を理由がないとする決定がされた場合には、その忌避をした当事者は、当該決定の通知を受けた日から三十日以内に、裁判所に対し、当該仲裁人の忌避の申立てをすることができる。この場合において、裁判所は、当該仲裁人に忌避の原因があると認めるときは、忌避を理由があるとする決定をしなければならない。

5 仲裁廷は、前項の忌避の申立てに係る事件が裁判所に係属する間においても、仲裁手続を開始し、又は続行し、かつ、仲裁判断をすることができる。

(解任の申立て)

第二十条 当事者は、次に掲げる事由があるときは、裁判所に対し、仲裁人の解任の申立てをすることができる。この場合において、裁判所は、当該仲裁人にその申立てに係る事由があると認めるときは、当該仲裁人を解任する決定をしなければならない。

一 仲裁人が法律上又は事実上その任務を遂行することができなくなつ

たとき。

二 前号の場合を除くほか、仲裁人がその任務の遂行を不当に遅滞させたとき。

(仲裁人の任務の終了)

第二十一条 仲裁人の任務は、次に掲げる事由により、終了する。

一 仲裁人の死亡

二 仲裁人の辞任

三 当事者の合意による仲裁人の解任

四 第十九条第一項から第四項までに規定する忌避の手続においてされた忌避を理由があるとする決定

五 前条の規定による仲裁人の解任の決定

2 第十九条第一項から第四項までに規定する忌避の手続又は前条の規定による解任の手続の進行中に、仲裁人が辞任し、又は当事者の合意により仲裁人が解任されたという事実のみから、当該仲裁人について第十八条第一項各号又は前条各号に掲げる事由があるものと推定してはならない。

(自己の仲裁権限の有無についての判断)

第二十三条 仲裁廷は、仲裁合意の存否又は効力に関する主張についての判断その他自己の仲裁権限（仲裁手続における審理及び仲裁判断を行う権限をいう。以下この条において同じ。）の有無についての判断を示すことができる。

2 仲裁手続において、仲裁廷が仲裁権限を有しない旨の主張は、その原因となる事由が仲裁手続の進行中に生じた場合にあってはその後速やかに、その他の場合にあっては本案についての最初の主張書面の提出の時（口頭審理において口頭で最初に本案についての主張をする時を含む。）

までに、しなければならない。ただし、仲裁権限を有しない旨の主張の遅延について正当な理由があると仲裁廷が認めるときは、この限りでない。

3 当事者は、仲裁人を選任し、又は仲裁人の選任について推薦その他これに類する関与をした場合であっても、前項の主張をすることができる。

4 仲裁廷は、適法な第二項の主張があったときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める決定又は仲裁判断により、当該主張に対する判断を示さなければならない。

一 自己が仲裁権限を有する旨の判断を示す場合 仲裁判断前の独立の決定又は仲裁判断

二 自己が仲裁権限を有しない旨の判断を示す場合 仲裁手続の終了決定

5 仲裁廷が仲裁判断前の独立の決定において自己が仲裁権限を有する旨の判断を示したときは、当事者は、当該決定の通知を受けた日から三十日以内に、裁判所に対し、当該仲裁廷が仲裁権限を有するかどうかについての判断を求める申立てをすることができる。この場合において、当該申立てに係る事件が裁判所に係属する場合であっても、当該仲裁廷は、仲裁手続を続行し、かつ、仲裁判断をすることができる。

(当事者の平等待遇)

第二十五条 仲裁手続においては、当事者は、平等に取り扱われなければならない。

2 仲裁手続においては、当事者は、事案について説明する十分な機会が与えられなければならない。

(仲裁手続の開始及び時効の中断)

第二十九条 (略)

2 仲裁手続における請求は、時効中断の効力を生ずる。ただし、当該仲裁手続が仲裁判断によらずに終了したときは、この限りでない。

(言語)

第三十条 仲裁手続において使用する言語及びその言語を使用して行うべき手続は、当事者が合意により定めるところによる。

2 前項の合意がないときは、仲裁廷が、仲裁手続において使用する言語及びその言語を使用して行うべき手続を定める。

3 第一項の合意又は前項の決定において、定められた言語を使用して行うべき手続についての定めがないときは、その言語を使用して行うべき手続は、次に掲げるものとする。

一 口頭による手続

二 当事者が行う書面による陳述又は通知

三 仲裁廷が行う書面による決定(仲裁判断を含む。)又は通知

4 仲裁廷は、すべての証拠書類について、第一項の合意又は第二項の決定により定められた言語(翻訳文について使用するべき言語の定めがある場合にあっては、当該言語)による翻訳文を添付することを命ずることができる。

(当事者の陳述の時期的制限)

第三十一条 仲裁申立人(仲裁手続において、これを開始させるための行為をした当事者をいう。以下同じ。)は、仲裁廷が定めた期間内に、申立ての趣旨、申立ての根拠となる事実及び紛争の要点を陳述しなければならない。この場合において、仲裁申立人は、取り調べる必要があると思料するすべての証拠書類を提出し、又は提出予定の証拠書類その他の証拠を引用することができる。

2 仲裁被申立人(仲裁申立人以外の仲裁手続の当事者をいう。以下同じ。)

は、仲裁廷が定めた期間内に、前項の規定により陳述された事項についての自己の主張を陳述しなければならない。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

3 すべての当事者は、仲裁手続の進行中において、自己の陳述の変更又は追加をすることができる。ただし、当該変更又は追加が時機に後れてされたものであるときは、仲裁廷は、これを許さないことができる。

4 前三項の規定は、当事者間に別段の合意がある場合には、適用しない。

(審理の方法)

第三十二条 仲裁廷は、当事者に証拠の提出又は意見の陳述をさせるため、口頭審理を実施することができる。ただし、一方の当事者が第三十四条第三項の求めその他の口頭審理の実施の申立てをしたときは、仲裁手続における適切な時期に、当該口頭審理を実施しなければならない。

2 前項の規定は、当事者間に別段の合意がある場合には、適用しない。

3 仲裁廷は、意見の聴取又は物若しくは文書の見分を行うために口頭審理を行うときは、当該口頭審理の期日までに相当な期間において、当事者に対し、当該口頭審理の日時及び場所を通知しなければならない。

4 当事者は、主張書面、証拠書類その他の記録を仲裁廷に提供したときは、他の当事者がその内容を知ることができるようにする措置を執らなければならない。

5 仲裁廷は、仲裁判断その他の仲裁廷の決定の基礎となるべき鑑定人の報告その他の証拠資料の内容を、すべての当事者が知ることができるようにする措置を執らなければならない。

(不熱心な当事者がいる場合の取扱い)

第三十三条 仲裁廷は、仲裁申立人が第三十一条第一項の規定に違反したときは、仲裁手続の終了決定をしなければならない。ただし、違反した

ことについて正当な理由がある場合は、この限りでない。

2 仲裁廷は、仲裁被申立人が第三十一条第二項の規定に違反した場合であっても、仲裁被申立人が仲裁申立人の主張を認めたものとして取り扱うことなく、仲裁手続を続行しなければならない。

3 仲裁廷は、一方の当事者が口頭審理の期日に出頭せず、又は証拠書類を提出しないときは、その時までに収集された証拠に基づいて、仲裁判断をすることができる。ただし、当該当事者が口頭審理に出頭せず、又は証拠書類を提出しないことについて正当な理由がある場合は、この限りでない。

4 前三項の規定は、当事者間に別段の合意がある場合には、適用しない。

(仲裁廷による鑑定人の選任等)

第三十四条 仲裁廷は、一人又は二人以上の鑑定人を選任し、必要な事項について鑑定をさせ、文書又は口頭によりその結果の報告をさせることができる。

2 前項の場合において、仲裁廷は、当事者に対し、次に掲げる行為をすることを求めることができる。

一 鑑定に必要な情報を鑑定人に提供すること。

二 鑑定に必要な文書その他の物を、鑑定人に提出し、又は鑑定人が見分をすることができるようにすること。

3 当事者の求めがあるとき、又は仲裁廷が必要と認めるときは、鑑定人は、第一項の規定による報告をした後、口頭審理の期日に出頭しなければならない。

4 当事者は、前項の口頭審理の期日において、次に掲げる行為をすることができる。

一 鑑定人に質問をすること。

二 自己が依頼した専門的知識を有する者に当該鑑定に係る事項につい

て陳述をさせること。

5 前各項の規定は、当事者間に別段の合意がある場合には、適用しない。

(裁判所により実施する証拠調べ)

第三十五条 仲裁廷又は当事者は、民事訴訟法の規定による調査の囑託、証人尋問、鑑定、書証(当事者が文書を提出してするものを除く。)及び検証(当事者が検証の目的を提示してするものを除く。)であつて仲裁廷が必要と認めるものにつき、裁判所に対し、その実施を求める申立てをすることができ。ただし、当事者間にこれらの全部又は一部についてその実施を求める申立てをしない旨の合意がある場合は、この限りでない。

2 当事者が前項の申立てをするには、仲裁廷の同意を得なければならない。

3 第一項の申立てに係る事件は、第五条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる裁判所の管轄に専属する。

一 第五条第一項第二号に掲げる裁判所

二 尋問を受けるべき者若しくは文書を所持する者の住所若しくは居所又は検証の目的の所在地を管轄する地方裁判所

三 申立人又は被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所(前二号に掲げる裁判所がない場合に限る。)

4 第一項の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができ。

5 第一項の申立てにより裁判所が当該証拠調べを実施するに当たり、仲裁人は、文書を閲読し、検証の目的を検証し、又は裁判長の許可を得て証人若しくは鑑定人(民事訴訟法第二百十三条に規定する鑑定人という。)に対して質問をすることができ。

6 裁判所書記官は、第一項の申立てにより裁判所が実施する証拠調べに

ついて、調書を作成しなければならない。

(仲裁判断において準拠すべき法)

第三十六条 仲裁廷が仲裁判断において準拠すべき法は、当事者が合意により定めるところによる。この場合において、一の国の法令が定められたときは、反対の意思が明示された場合を除き、当該定めは、抵触する内外の法令の適用関係を定めるその国の法令ではなく、事案に直接適用されるその国の法令を定めたものとみなす。

2 前項の合意がないときは、仲裁廷は、仲裁手続に付された民事上の紛争に最も密接な関係がある国の法令であつて事案に直接適用されるべきものを適用しなければならない。

3 仲裁廷は、当事者双方の明示された求めがあるときは、前二項の規定にかかわらず、衡平と善により判断するものとする。

4 仲裁廷は、仲裁手続に付された民事上の紛争に係る契約があるときはこれに定められたところに従つて判断し、当該民事上の紛争に適用することができ慣習があるときはこれを考慮しなければならない。

(合議体である仲裁廷の議事)

第三十七条 合議体である仲裁廷は、仲裁人の互選により、仲裁廷の長である仲裁人を選任しなければならない。

2 合議体である仲裁廷の議事は、仲裁廷を構成する仲裁人の過半数で決する。

3 前項の規定にかかわらず、仲裁手続における手続上の事項は、当事者双方の合意又は他のすべての仲裁人の委任があるときは、仲裁廷の長である仲裁人が決することができる。

4 前三項の規定は、当事者間に別段の合意がある場合には、適用しない。

(和解)

第三十八条 仲裁廷は、仲裁手続の進行中において、仲裁手続に付された民事上の紛争について当事者間に和解が成立し、かつ、当事者双方の申立てがあるときは、当該和解における合意を内容とする決定をすることができる。

2 前項の決定は、仲裁判断としての効力を有する。

3 第一項の決定をするには、次条第一項及び第三項の規定に従って決定書を作成し、かつ、これに仲裁判断であることの表示をしなければならぬ。

4 当事者双方の承諾がある場合には、仲裁廷又はその選任した一人若しくは二人以上の仲裁人は、仲裁手続に付された民事上の紛争について、和解を試みることができる。

5 (略)

(仲裁判断書)

第三十九条 仲裁判断をするには、仲裁判断書を作成し、これに仲裁判断をした仲裁人が署名しなければならない。ただし、仲裁廷が合議体である場合には、仲裁廷を構成する仲裁人の過半数が署名し、かつ、他の仲裁人の署名がないことの理由を記載すれば足りる。

2 仲裁判断書には、理由を記載しなければならない。ただし、当事者間に別段の合意がある場合は、この限りでない。

3 仲裁判断書には、作成の年月日及び仲裁地を記載しなければならない。

4 仲裁判断は、仲裁地においてされたものとみなす。

5 仲裁廷は、仲裁判断がされたときは、仲裁人の署名のある仲裁判断書の写しを送付する方法により、仲裁判断を各当事者に通知しなければならない。

6 第一項ただし書の規定は、前項の仲裁判断書の写しについて準用する。

(仲裁手続の終了)

第四十条 仲裁手続は、仲裁判断又は仲裁手続の終了決定があつたときに、終了する。

2 仲裁廷は、第二十三条第四項第二号又は第三十三条第一項の規定による場合のほか、次に掲げる事由のいずれかがあるときは、仲裁手続の終了決定をしなければならない。

一 仲裁申立人がその申立てを取り下げたとき。ただし、仲裁被申立人が取下げに異議を述べ、かつ、仲裁手続に付された民事上の紛争の解決について仲裁被申立人が正当な利益を有すると仲裁廷が認めるときは、この限りでない。

二 当事者双方が仲裁手続を終了させる旨の合意をしたとき。

三 仲裁手続に付された民事上の紛争について、当事者間に和解が成立したとき(第三十八条第一項の決定があつたときを除く)。

四 前三号に掲げる場合のほか、仲裁廷が、仲裁手続を続行する必要がある、又は仲裁手続を続行することが不可能であると認めたとき。

3 仲裁手続が終了したときは、仲裁廷の任務は、終了する。ただし、次条から第四十三条までの規定による行為をすることができる。

(仲裁判断の訂正)

第四十一条 仲裁廷は、当事者の申立てにより又は職権で、仲裁判断における計算違い、誤記その他これらに類する誤りを訂正することができる。

2 (略)

3 当事者は、第一項の申立てをするときは、あらかじめ、又は同時に、他の当事者に対して、当該申立ての内容を記載した通知を発しなければならない。

4 仲裁廷は、第一項の申立ての日から三十日以内に、当該申立てについ

ての決定をしなければならない。

5 仲裁廷は、必要があると認めるときは、前項の期間を延長することができる。

6 第三十九条の規定は、仲裁判断の訂正の決定及び第一項の申立てを却下する決定について準用する。

(仲裁廷による仲裁判断の解釈)

第四十二条 (略)

2 (略)

3 前条第二項及び第三項の規定は第一項の申立てについて、第三十九条並びに前条第四項及び第五項の規定は第一項の申立てについての決定について、それぞれ準用する。

(追加仲裁判断)

第四十三条 当事者は、仲裁手続における申立てのうちに仲裁判断において判断が示されなかったものがあるときは、当事者間に別段の合意がない限り、仲裁廷に対し、当該申立てについての仲裁判断を求める申立てをすることができる。この場合においては、第四十一条第二項及び第三項の規定を準用する。

2 仲裁廷は、前項の申立ての日から六十日以内に、当該申立てについての決定をしなければならない。この場合においては、第四十一条第五項の規定を準用する。

3 第三十九条の規定は、前項の決定について準用する。

第四十四条 当事者は、次に掲げる事由があるときは、裁判所に対し、仲裁判断の取消しの申立てをすることができる。

一 仲裁合意が、当事者の能力の制限により、その効力を有しないこと。

二 仲裁合意が、当事者が合意により仲裁合意に適用すべきものとして指定した法令(当該指定がないときは、日本の法令)によれば、当事者の能力の制限以外の事由により、その効力を有しないこと。

三 申立人が、仲裁人の選任手続又は仲裁手続において、日本の法令(その法令の公の秩序に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意)により必要とされる通知を受けなかったこと。

四 申立人が、仲裁手続において防御することが不可能であったこと。

五 仲裁判断が、仲裁合意又は仲裁手続における申立ての範囲を超える事項に関する判断を含むものであること。

六 仲裁廷の構成又は仲裁手続が、日本の法令(その法令の公の秩序に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意)に違反するものであったこと。

七 仲裁手続における申立てが、日本の法令によれば、仲裁合意の対象とすることができない紛争に関するものであること。

八 仲裁判断の内容が、日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。

2 前項の申立ては、仲裁判断書(第四十一条から前条までの規定による仲裁廷の決定の決定書を含む。)の写しの送付による通知がされた日から三箇月を経過したとき、又は第四十六条の規定による執行決定が確定したときは、することができない。

3 裁判所は、第一項の申立てに係る事件がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。

4 第一項の申立てに係る事件についての第五条第三項又は前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

5 裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期

日を経なければ、第一項の申立てについての決定をすることができない。

6 裁判所は、第一項の申立てがあつた場合において、同項各号に掲げる事由のいずれかがあると認めるとき（同項第一号から第六号までに掲げる事由にあつては、申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る。）は、仲裁判断を取り消すことができる。

7 第一項第五号に掲げる事由がある場合において、当該仲裁判断から同号に規定する事項に関する部分を区分することができるときは、裁判所は、仲裁判断のうち当該部分のみを取り消すことができる。

8 第一項の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができ。

（仲裁判断の承認）

第四十五条 仲裁判断（仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わない。以下この章において同じ。）は、確定判決と同一の効力を有する。ただし、当該仲裁判断に基づく民事執行をするには、次条の規定による執行決定がなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる事由のいずれかがある場合（第一号から第七号までに掲げる事由にあつては、当事者のいずれかが当該事由の存在を証明した場合に限る。）には、適用しない。

一 仲裁合意が、当事者の能力の制限により、その効力を有しないこと。

二 仲裁合意が、当事者が合意により仲裁合意に適用すべきものとして指定した法令（当該指定がないときは、仲裁地が属する国の法令）によれば、当事者の能力の制限以外の事由により、その効力を有しないこと。

三 当事者が、仲裁人の選任手続又は仲裁手続において、仲裁地が属する国の法令の規定（その法令の公の秩序に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意）により必要とされ

る通知を受けなかったこと。

四 当事者が、仲裁手続において防御することが不可能であつたこと。

五 仲裁判断が、仲裁合意又は仲裁手続における申立ての範囲を超える事項に関する判断を含むものであること。

六 仲裁廷の構成又は仲裁手続が、仲裁地が属する国の法令の規定（その法令の公の秩序に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意）に違反するものであつたこと。

七 仲裁地が属する国（仲裁手続に適用された法令が仲裁地が属する国以外の国の法令である場合にあつては、当該国）の法令によれば、仲裁判断が確定していないこと、又は仲裁判断がその国の裁判機関により取り消され、若しくは効力を停止されたこと。

八 仲裁手続における申立てが、日本の法令によれば、仲裁合意の対象とすることができない紛争に関するものであること。

九 仲裁判断の内容が、日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。

3 前項第五号に掲げる事由がある場合において、当該仲裁判断から同号に規定する事項に関する部分を区分することができるときは、当該部分及び当該仲裁判断のその他の部分をそれぞれ独立した仲裁判断とみなして、同項の規定を適用する。

（仲裁判断の執行決定）

第四十六条 仲裁判断に基づいて民事執行をしようとする当事者は、債務者を被申立人として、裁判所に対し、執行決定（仲裁判断に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。以下同じ。）を求める申立てをすることができる。

2 前項の申立てをするときは、仲裁判断書の写し、当該写しの内容が仲裁判断書と同一であることを証明する文書及び仲裁判断書（日本語で作

成されたものを除く。)の日本語による翻訳文を提出しなければならない。

3 第一項の申立てを受けた裁判所は、前条第二項第七号に規定する裁判機関に対して仲裁判断の取消し又はその効力の停止を求める申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、第一項の申立てに係る手続を中止することができる。この場合において、裁判所は、同項の申立てをした者の申立てにより、他の当事者に対し、担保を立てるべきことを命ずることができる。

4 第一項の申立てに係る事件は、第五条第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる裁判所及び請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

5 裁判所は、第一項の申立てに係る事件がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。

6 第一項の申立てに係る事件についての第五条第三項又は前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

7 裁判所は、次項又は第九項の規定により第一項の申立てを却下する場合を除き、執行決定をしなければならない。

8 裁判所は、第一項の申立てがあつた場合において、前条第二項各号に掲げる事由のいずれかがあると認める場合(同項第一号から第七号までに掲げる事由にあつては、被申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る。)に限り、当該申立てを却下することができる。

9 前条第三項の規定は、同条第二項第五号に掲げる事由がある場合における前項の規定の適用について準用する。

10 第四十四条第五項及び第八項の規定は、第一項の申立てについての決定について準用する。

(仲裁費用の分担)

第四十九条 (略)

2 (略)

3 仲裁廷は、当事者間に合意があるときは、当該合意により定めるところにより、仲裁判断又は独立の決定において、当事者が仲裁手続に関して支出した費用の当事者間における分担及びこれに基づき一方の当事者が他方の当事者に対して償還すべき額を定めることができる。

4 独立の決定において前項に規定する事項を定めた場合においては、当該決定は、仲裁判断としての効力を有する。

5 第三十九条の規定は、前項の決定について準用する。

○民事訴訟法（平成八年法律第九号）（抄）

（再審の事由）

第三百三十八条 次に掲げる事由がある場合には、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもつて、不服を申し立てることができる。ただし、当事者が控訴若しくは上告によりその事由を主張したとき、又はこれを知りながら主張しなかったときは、この限りでない。

一 法律に従つて判決裁判所を構成しなかったこと。

二 法律により判決に関与することができない裁判官が判決に関与したこと。

三 法定代理権、訴訟代理権又は代理人が訴訟行為をするのに必要な授權を欠いたこと。

四 判決に関与した裁判官が事件について職務に関する罪を犯したこと。

五 刑事上罰すべき他人の行為により、自由をするに至ったこと又は判決に影響を及ぼすべき攻撃若しくは防御の方法を提出することを妨げられたこと。

六 判決の証拠となつた文書その他の物件が偽造又は変造されたものであったこと。

七 証人、鑑定人、通訳人又は宣誓した当事者若しくは法定代理人の虚偽の陳述が判決の証拠となつたこと。

八 判決の基礎となつた民事若しくは刑事の判決その他の裁判又は行政処分が後の裁判又は行政処分により変更されたこと。

九 判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があつたこと。

十 不服の申立てに係る判決が前に確定した判決と抵触すること。

2・3 （略）

○民事執行法（昭和五十四年法律第四号）（抄）

（債務名義）

第二十二条 強制執行は、次に掲げるもの（以下「債務名義」という。）により行ふ。

一 六 （略）

六の二 確定した執行決定のある仲裁判断

七 （略）

○行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき。

二 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与
(略)

（聴聞の通知の方式）

第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

二 不利益処分の原因となる事実

三 聴聞の期日及び場所

四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

一 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。

二 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによつて行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（代理人）

第十六条 前条第一項の通知を受けた者（同条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができ。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

（参加人）

第十七条 第十九条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であつて当該不利益処分根拠となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（同条第二項第六号において「関係人」という。）に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）は、代理人を選任することができる。

3 前条第二項から第四項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第二項及び第四項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

（文書等の閲覧）

第十八条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第二十四条第三項において「当事者等」という。）は、聴聞の通知があつた時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となつた資料の閲覧を更に求めることを妨げない。

3 行政庁は、前二項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

（聴聞の主宰）

第十九条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他政令[※]で定める者が主宰する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

一 当該聴聞の当事者又は参加人

二 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

三 第一号に規定する者の代理人又は次条第三項に規定する補佐人

四 前三号に規定する者であつたことのある者

五 第一号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、

補助人又は補助監督人

六 参加人以外の関係人

※ 行政手続法施行令第三条

（聴聞の期日における審理の方式）

第二十条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。

3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を發し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。

5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。

6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(陳述書等の提出)

第二十一条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

(続行期日の指定)

第二十二条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

3 第十五条第三項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から二週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する二回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

第二十三条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞

の期日に出頭せず、かつ、第二十一条第一項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第二十一条第一項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することができる。

(聴聞調書及び報告書)

第二十四条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第一項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。

4 当事者又は参加人は、第一項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

(聴聞の再開)

第二十五条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第三項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第二十二條第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。

（聴聞を経てされる不利益処分決定）

第二十六条 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、第二十四條第一項の調書内容及び同条第三項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれを行わなければならない。

（不服申立ての制限）

第二十七条 行政庁又は主宰者がこの節の規定に基づいてした処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

2 聴聞を経てされた不利益処分については、当事者及び参加人は、行政不服審査法による異議申立てをすることができない。ただし、第十五条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる結果当事者の地位を取得した者であつて同項に規定する同条第一項第三号（第二十二條第三項において準用する場合を含む。）に掲げる聴聞の期日のいずれにも出頭しなかつた者については、この限りでない。

（役員等の解任等を命ずる不利益処分をしようとする場合の聴聞等の特例）

第二十八条 第十三條第一項第一号ハに該当する不利益処分に係る聴聞において第十五條第一項の通知があつた場合におけるこの節の規定の適用については、名あて人である法人の役員、名あて人の業務に従事する者又は名あて人の会員である者（当該処分において解任し又は除名すべき

こととされている者に限る。）は、同項の通知を受けた者とみなす。

2 前項の不利益処分のうち名あて人である法人の役員又は名あて人の業務に従事する者（以下この項において「役員等」という。）の解任を命ずるものに係る聴聞が行われた場合においては、当該処分による名あて人が従わないことを理由として法令の規定によりされる当該役員等を解任する不利益処分については、第十三條第一項の規定にかかわらず、行政庁は、当該役員等について聴聞を行うことを要しない。

○電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）（抄）

（使用権の設定できない土地等）

第三条 法第二百二十八条第一項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 公共空地（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項第一号に規定する公共空地をいう。次条第三号において同じ。）
- 二 道路及び道路予定区域（それぞれ道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路及び同法第九十一条第二項に規定する道路予定区域をいう。次条第四号において同じ。）
- 三 都市公園、公園予定区域及び予定公園施設（それぞれ都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園、同法第三十三条第四項に規定する公園予定区域及び同項に規定する予定公園施設をいう。次条第五号において同じ。）
- 四 河川区域及び河川予定地（それぞれ河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川区域及び同法第五十六条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川予定地をいう。次条第六号において同じ。）内の土地（同法第七条に規定する河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。次条第六号において同じ。）
- 五 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域
- 六 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第三項に規定する普通財産であつて、地方公共団体において公用又は公共用に供するため当該地方公共団体に貸し付け、又は貸付以外の方法により使用さ

せているもの（前各号に該当するものを除く。）

七 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条第四項に規定する普通財産であつて、国又は他の地方公共団体において公用又は公共用に供するため国又は当該他の地方公共団体に貸し付け、又は貸付以外の方法により使用させているもの（第一号から第五号までに該当するものを除く。）

（行政財産等を管理する者等）

第四条 法第二百二十八条第四項の政令で定める者は、次の各号に掲げる行政財産等（同条第一項に規定する行政財産等をいう。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- 一 国有財産法第三条第二項に規定する行政財産（第四号から第六号までに掲げるものを除く。） 当該行政財産を所管する各省各庁の長（同法第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。第八号において同じ。）
- 二 地方自治法第二百三十八条第四項に規定する行政財産（第四号から第六号までに掲げるものを除く。） 当該行政財産を所有する地方公共団体の長
- 三 公共空地 港湾管理者（港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。）
- 四 道路及び道路予定区域 道路管理者（高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する道路をいう。以下この号において同じ。）及びその道路予定区域にあつては国土交通大臣（道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路及びその道路予定区域にあつては、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構）、をいい、高速自動車国道以外の道路及びその道路予定区域にあつては

道路法第十八条第一項に規定する道路管理者（同法第十二条本文の規定により国土交通大臣が新設又は改築を行う同法第十三条第一項に規定する指定区間外的一般国道にあつては国土交通大臣、道路整備特別措置法第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路にあつては、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、同法第三十一条第一項に規定する公社管理道路にあつては地方道路公社）をいう。

五 都市公園、公園予定区域及び予定公園施設 公園管理者（都市公園法第五条第一項に規定する公園管理者をいう。）

六 河川区域及び河川予定地内の土地 河川管理者（河川法第七条（同法百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者（同法第九条第二項若しくは第五項又は第十一条第三項の規定により、同法第二十四条の規定に基づく権限に属する事務を行い、又はその権限を代わつて行う者があるときは、その者）をいう。）

七 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域 防衛大臣

八 前条第六号に掲げる普通財産 当該普通財産を所管する各省各庁の長

九 前条第七号に掲げる普通財産 当該普通財産を所有する地方公共団体の長

（土地等の使用の対価の額の基準）

第五条 法第百三十二条第二項第五号の対価の額の基準は、別表第一のとおりとする。

（あつせん等の対象となる協定等）

第七条 法第百五十七条第一項の政令で定める協定又は契約は、次に掲げるものとする。

一 電気通信回線設備との接続に必要な電気通信設備の設置若しくは保守、土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用又は情報の提供に関する協定又は契約

二 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理その他の業務の委託に関する協定又は契約

三 前二号に掲げるもののほか、電気通信役務の円滑な提供の確保のためのデータベース（法第十八条第三項に規定する利用者に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）、自家発電設備その他の総務省令[※]で定める設備の利用又は運用に関する協定又は契約

※ 電気通信事業法施行規則第五十四条の二

別表第一（第五条関係）

一 山林

種 類	単 位	金 額（年 額）
裸線又は被覆線	本柱一本ごとに	一、二二〇円
ケーブル	本柱一本ごとに	八七〇円

二 山林以外の土地

種 類	単 位	金 額（年 額）			
		田	畑	塩田	宅地 その他
本柱	本柱（合柱又は人形柱）を除去し、コンクリート柱若しくは鉄柱一本又は鉄塔の使用面積一・七平方メートルまで（以下略）	一、八七〇円	一、七三〇円	三六〇円	一、五〇〇円
	H柱又は人形柱一本ごとに	三、七四〇円	三、四六〇円	七二〇円	三、〇〇〇円
支線又は支柱	一本ごとに	一、八七〇円	一、七三〇円	三六〇円	一、五〇〇円
					一八〇円

附属設備

線路保護用柱、水底標、支柱、支線柱、標柱又は標石一本ごとに	ハンドホール又はマンホール一個ごとに	使用面積一・七平方メートルまでごとに	その他設備
一、八七〇円	三、七四〇円	一、八七〇円	
一、七三〇円	三、四六〇円	一、七三〇円	
三六〇円	七二〇円	三六〇円	
一、五〇〇円	三、〇〇〇円	一、五〇〇円	
一八〇円	三六〇円	一八〇円	

三 土地に定着する建物その他の工作物
線路を支持する場所一箇所ごとに

年 額 一、五〇〇円

○電気通信事業紛争処理委員会令（平成十三年政令第三百六十二号）

内閣は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第八十八条の十一及び第八十八条の十七の規定に基づき、この政令を制定する。

（特別委員）

第一条 電気通信事業紛争処理委員会（以下「委員会」という。）に、あつせん若しくは仲裁に参加させ、又は特別の事項を調査審議させるため、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、電気通信事業又は電波の利用に関して優れた識見を有する者のうちから、総務大臣が任命する。

3 特別委員の任期は、二年とする。

4 特別委員は、再任されることができる。

5 特別委員は、非常勤とする。

（会議）

第二条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

（資料の提出等の要求）

第三条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（事務局長）

第四条 委員会の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

（参事官）

第四条の二 委員会の事務局に、参事官一人を置く。

2 参事官は、命を受けて局務に関する重要事項の調査審議に参画する。

（事務局の内部組織の細目）

第四条の三 前二条に定めるもののほか、委員会の事務局の内部組織の細目は、総務省令[※]で定める。

※ 電気通信事業紛争処理委員会事務局組織規則

（あつせんの通知）

第五条 委員会は、当事者の一方からあつせんの申請がなされたときは、その写しを添えて、その相手方に対し、遅滞なく、総務省令[※]で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。

※ 電気通信事業紛争処理委員会手続規則第一条

（あつせんをしない場合等の通知）

第六条 委員会は、電気通信事業法（以下「事業法」という。）第五百四十四条第二項（事業法第五百五十六条第一項及び第二項並びに第五百五十七条第二項並びに電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第二十七条の三五第二項において準用する場合を含む。）の規定によりあつせんをしないものとしたときは、当事者に対し、遅滞なく、総務省令[※]で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。当事者間に合意が成立する見込みがない場合においてあつせんを打ち切ったときも、同様とする。

る。

※ 電気通信事業紛争処理委員会手続規則第一条

(名簿の作成)

第七条 委員会は、事業法第百五十五条第三項(事業法第百五十六条第一項及び第二項並びに第百五十七条第四項並びに電波法第二十七条の三十五第四項において準用する場合を含む。第九条において同じ。)の規定による委員会の委員その他の職員の名簿を作成しなければならない。

2 前項の名簿の記載事項は、総務省令[※]で定める。

※ 電気通信事業紛争処理委員会手続規則第二条

(仲裁委員の選定等)

第八条 委員会は、仲裁の申請があつたときは、当事者に対して前条第一項の名簿の写しを送付しなければならない。

2 当事者が合意により仲裁委員となるべき者を選定したときは、総務省令[※]で定めるところにより、その者の氏名を前項の名簿の写しの送付を受けた日から二週間以内に委員会に対し通知しなければならない。

3 前項の期間内に同項の規定による通知がなかったときは、当事者の合意による選定がなされなかったものとみなす。

※ 電気通信事業紛争処理委員会手続規則第一条

第九条 当事者の合意による仲裁委員となるべき者の選定がなされない場合において、各当事者は、仲裁委員に指名されることが適当でないと認める事業法第百五十五条第三項に規定する委員会の委員その他の職員があるときは、総務省令[※]で定めるところにより、その者の氏名を前条第二項に規定する期間内に委員会に対し通知することができる。

2 委員会は、事業法第百五十五条第三項ただし書の規定により仲裁委員

を指名するに当たっては、当該事件の性質、当事者の意思等を勘案してするものとし、仲裁委員を指名したときは、当事者に対し、遅滞なく、総務省令[※]で定めるところにより、その者の氏名を通知しなければならない。

※ 電気通信事業紛争処理委員会手続規則第一条

(仲裁委員が欠けた場合の措置)

第十条 委員会は、仲裁委員が死亡、罷免、辞任その他の理由により欠けた場合においては、当事者に対し、遅滞なく、総務省令[※]で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。

2 前二条の規定は、仲裁委員が欠けた場合における後任の仲裁委員となるべき者の選定及び後任の仲裁委員の指名について準用する。

※ 電気通信事業紛争処理委員会手続規則第一条

(文書及び物件の提出)

第十一条 仲裁委員は、仲裁を行う場合において必要があると認めるときは、当事者の申出により、相手方の所持する当該仲裁に係る事件に係るのある文書又は物件を提出させることができる。

(仲裁判断の作成)

第十二条 仲裁委員は、仲裁判断をするための審尋その他必要な調査を終了したときは、速やかに、仲裁判断をしなければならない。

(あつせん及び仲裁の手続の非公開)

第十三条 あつせん委員の行うあつせん及び仲裁委員の行う仲裁の手続は、公開しない。ただし、あつせん委員又は仲裁委員は、相当と認める者に傍聴を許すことができる。

(あつせん及び仲裁の状況の報告)

第十四条 委員会は、総務大臣に対し、総務省令[※]で定めるところにより、あつせん及び仲裁の状況について報告しなければならない。

※ 電気通信事業紛争処理委員会手続規則第三条

(あつせん及び仲裁の申請手続)

第十五条 事業法第百五十四条第一項(事業法第百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)及び第百五十七条第一項並びに電波法第二十七条の三十五第一項の規定によるあつせん並びに事業法第百五十五条第一項(事業法第百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)及び第百五十七条第三項並びに電波法第二十七条の三十五第三項の規定による仲裁の申請書の様式その他申請手続について必要な事項は、総務省令[※]で定める。

※ 電気通信事業紛争処理委員会手続規則

(委員会の運営)

第十六条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める[※]。

※ 電気通信事業紛争処理委員会運営規程

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）（抄）

（登録を要しない電気通信事業）

第三条 法第九条の総務省令で定める基準は、設置する電気通信回線設備が次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 端末系伝送路設備（端末設備又は自営電気通信設備と接続される伝送路設備をいう。以下同じ。）の設置の区域が一の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次項において単に「指定都市」という。）にあつてはその区の区域）を超えないこと。

二 中継系伝送路設備（端末系伝送路設備以外の伝送路設備をいう。以下同じ。）の設置の区域が一の都道府県の区域を超えないこと。

2 都道府県、市町村（特別区を含む。）又は指定都市の区の区域の変更に
より、法第十六条の届出をした電気通信事業者の設置する電気通信回線設備が前項に定める基準に該当しないこととなつたときは、当該電気通信事業者は、当該変更があつた日から起算して六月を経過する日までの間は、法第九条の登録を受けないで、電気通信事業を従前の例により引き続き営むことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否があるまでの間も、同様とする。

（電気通信事業の届出）

第九条 法第十六条第一項の規定による電気通信事業の届出をしようとする者は、様式第八の届出書に、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- 一 様式第三によるネットワーク構成図
- 二 提供する電気通信役務に関する様式第四による書類

三 当該届出を行おうとする者が既存の法人であるときは、定款又は寄附行為の謄本及び登記事項証明書

四 当該届出を行おうとする者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為の謄本

ロ 発起人、社員又は設立者の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

五 当該届出を行おうとする者が前号に掲げるものの以外の団体であるときは、次に掲げる書類

イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本

ロ 役員の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

六 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、氏名、住所及び生年月日を証する書類

2（略）

（事業の休止及び廃止に係る利用者への周知）

第十三条 法第十八条第三項の規定により周知させるときは、あらかじめ相当な期間を置いて、次の各号のいずれかの方法により、電気通信事業を休止し、又は廃止しようとする旨を知れたる利用者に対して適切に周知させなければならない。

一 訪問

二 電話

三 郵便、信書便、電報その他の手段による書面の送付

四 電子メールの送信

五 電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、利用者が休止し、又は

廃止しようとする電気通信事業に係る電気通信役務の提供を受ける際に当該閲覧に供せられた情報が表示されることとなるもの

2 法第十八条第三項ただし書の総務省令で定める電気通信事業の休止又は廃止は、次の各号に掲げるものとする。

一 利用者が電気通信役務の提供を受けようとする都度、当該電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなる電気通信役務を提供する電気通信事業の休止又は廃止

二 電気通信事業の譲渡し又は電気通信事業者についての合併、分割若しくは相続に伴う電気通信事業の廃止であつて、当該譲渡し又は合併、分割若しくは相続により当該電気通信事業を承継した者が引き続き当該電気通信事業を営むこととなるもの

三 その他利用の態様から見て通信をする目的が限定的であることが明らかであるため利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないと認められる電気通信事業の休止又は廃止

(基礎的電気通信役務の範囲)

第十四条 法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務（卸電気通信役務を含む。）とする。

一 アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第四号に規定するものをいう。以下この条、第二十二条の二の二第一項第一号及び第二十七条の二第二号イにおいて同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの（手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。）

イ アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。以下同じ。）のみを用いて提供される電気通信役務 アナ

ログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に対応する部分に係るもの

ロ アナログ電話用設備に係る離島特例通信 次のいずれかに掲げる通信のうち、電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分について、本来の距離区分より有利なものを適用することにより、料金の特例が適用される通信に係るもの（イに掲げるものを除く。）

(1) 離島（本土に附属する島をいう。以下この条において同じ。）のみで構成される単位料金区域（電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分を設定するための単位となる区域として、電気通信事業者が全国の区域を分けて設定する区域をいう。以下同じ。）の内に設置されるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の外に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

(2) 離島のみで構成される単位料金区域の外に設置されるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

ハ アナログ電話用設備に係る緊急通報 警察機関、海上保安機関又は消防機関への緊急通報に係るもの（イに掲げるものを除く。）

二 第一種公衆電話機（社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から市街地（最近の国勢調査の結果による人口集中地区をいう。）においてはおおむね五百メートル四方に一台、それ以外の地域（世帯又は事業所が存在する地域に限る。）においてはおおむね一キロメートル四方に一台の基準により設置される公衆電話機をいう。

以下同じ。)を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに該当するもの(前号に掲げるものと及び手動により通信の交換を行うものを除く。)

イ 第一種公衆電話機に係る市内通信 第一種公衆電話機から発信する通信であつて、当該第一種公衆電話機が設置される単位料金区域と同一の単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信に係るもの

ロ 第一種公衆電話機に係る離島特例通信 次のいずれかに掲げる通信のうち、電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分について、本来の距離区分より有利なものを適用することにより、料金の特例が適用される通信に係るもの

(1) 離島のみで構成される単位料金区域の内に設置される第一種公衆電話機から発信する通信であつて、当該単位料金区域の外に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

(2) 離島のみで構成される単位料金区域の外に設置される第一種公衆電話機から発信する通信であつて、当該単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

ハ 第一種公衆電話機に係る緊急通報 警察機関、海上保安機関又は消防機関への緊急通報に係るもの

(基礎的電気通信役務の契約約款の届出)

第十五条 法第十九条第一項の規定による届出をしようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十三の届出書に、契約約款(変更の届出の場合は、契約約款の新旧対照)を記載した書類を添えて提出しな

ればならない。

(基礎的電気通信役務の契約約款の届出を要しない提供条件)

第十六条 法第十九条第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項以外のものとする。

一 電気通信役務の名称及び内容
二 電気通信役務に関する料金(手数料その他これに類する料金を除く。)

三 電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項

四 電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法

五 電気通信回線設備の使用の態様に関し制限を設けるときは、その事項

六 重要通信の取扱方法

七 電気通信役務を円滑に提供するために必要な技術的事項

八 前各号に掲げるもののほか、利用者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信役務の提供条件に関する事項があるときは、その事項

九 有効期間を定めるときは、その期間

(指定電気通信役務の範囲)

第十八条 法第二十条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する音声伝送役務、専用役務並びに主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するベストエフォート型である電気通信役務であつてそのすべての区間に光信号伝送用の端末系伝送路設備を用いるもの(共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものを含む。)、及び総合デジタル通信サービスに係る端末系伝送路設備を用いるもの(次の各号に掲げるものを除く。)とする。

一 付加的な機能の提供に係る電気通信役務（利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を除く。）

二 特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている電気通信役務

三 新規の契約の締結をしておらず、将来廃止することが見込まれる電気通信役務

四 端末設備の提供に係る電気通信役務

五 利用者の範囲及び期間を限定して試験的に提供する電気通信役務

六 前各号に掲げるもののほか、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が特に少ない電気通信役務

（保障契約約款の届出）

第十九条 法第二十条第一項の規定による届出をしようとする者は、その実施前（特定電気通信役務に関する料金の設定又は変更を含む契約約款の設定又は変更の届出にあつては、その実施の日の十四日前（特定電気通信役務に関する料金の変更を含む契約約款の変更の届出の場合であつて、料金の変更後の料金指数が基準料金指数以下であることが明らかの場合にあつては、七日前）まで）に、様式第十四の届出書に、契約約款（変更の届出の場合は、契約約款の新旧対照）を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（保障契約約款の届出を要しない提供条件）

第十九条の二 第十六条の規定は、法第二十条第一項の総務省令で定める事項について準用する。

（特定電気通信役務の範囲）

第十九条の三 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、第十八条で定める指定電気通信役務であつて、次に掲げるもの以外のも

のとする。

一 電話及び総合デジタル通信サービスの除く音声伝送役務

二 データ伝送役務

（特定電気通信役務の種別）

第十九条の四 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務の種別は、次のとおりとする。

一 音声伝送役務

二 音声伝送役務であつて第一種指定端末系伝送路設備（第一種指定電気通信設備である固定端末系伝送路設備をいう。以下同じ。）のみを用いて提供されるもの

三 専用役務

（提供条件の説明）

第二十二条の二 法第二十六条の総務省令で定める電気通信役務は、次の各号に掲げるもの（付加的な機能の提供に係る役務（一般消費者の利益に及ぼす影響が大きいものを除く）、主として法人その他の団体が利用者となることが見込まれる役務その他一般消費者の利益に及ぼす影響が特に少ない役務を除く。）とする。

一 電話（アナログ電話用設備を用いて提供する音声伝送役務に限る。）及び総合デジタル通信サービスの役務

二 携帯電話及び携帯電話端末からのインターネット接続サービス（利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端がブラウザを搭載した携帯電話端末と接続されるものに限る。）及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務をいう。）の役務

三 PHS及びPHS端末からのインターネット接続サービス（利用者

の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端がブラウザを搭載したPHS端末と接続されるものに限る。）及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務をいう。）の役務

四 インターネットへの接続を可能とする役務（前二号に掲げるものを除く。）

五 アナログ信号伝送用の端末系伝送路設備にデジタル加入者回線アクセス多重化装置を接続してインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務

六 そのすべての区間に光信号伝送用の端末系伝送路設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものを含む。）

七 有線テレビジョン放送施設（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第二項に規定する有線テレビジョン放送施設及びこれに接続される受信設備をいう。以下同じ。）の線路と同一の線路を使用する電気通信設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務（前号に掲げる役務であるものを除く。）

八 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備（携帯電話端末及びPHS端末を除く。）と接続されるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務

九 その全部又は一部が無線設備（固定して使用される無線局に係るものに限る。以下この号において同じ。）により構成される端末系伝送路設備（その一部が無線設備により構成される場合は利用者の電気通信設備（電気通信事業者が設置する電気通信設備であつて、共同住宅等内に設置されるものを含む。）と接続される一端が無線であるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役

務

十 端末系伝送路設備においてインターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役務

2 法第二十六条に規定する説明は、次項各号に掲げる事項（以下この項において「説明事項」という。）をわかりやすく記載した書面（カタログ、パンフレット等を含む。第六号において同じ。）を交付して行わなければならない。ただし、電気通信役務の提供を受けようとする者が、書面の交付に代えて、次のいずれかの方法により説明することに了解したときは、これらの方法によることができる。

一 電子メールを送信する方法であつて、電気通信役務の提供を受けようとする者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二 電子計算機に備えられたファイルに記録された説明事項を電気通信回線を通じて電気通信役務の提供を受けようとする者の閲覧に供する方法であつて、当該者がファイルの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

三 電気通信役務の提供を受けようとする者がファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合に、電子計算機に備えられたファイル（以下この号において「申込者ファイル」という。）に記録された説明事項を電気通信回線を通じて電気通信役務の提供を受けようとする者の閲覧に供する方法であつて、説明をした後、遅滞なく、説明事項を記載した書面をその者に交付するもの又は申込者ファイルへの記録がされた説明事項を、当該申込者ファイルに記録された時から起算して三月間、消去し、若しくは改変できないもの

四 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に説明事項を記録したものを交付する方法

五 ダイレクトメールその他これに類似するものによる広告に説明事項

を表示する方法

六 電話により説明事項を告げる方法（説明をした後、遅滞なく、説明事項を記載した書面をその者に交付する場合等に限る。）

3 法第二十六条に規定する電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明は、電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理が行われるまでの間に、少なくとも次に掲げる事項について行わなければならない。

一 電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称（電気通信事業者が、他の電気通信事業者と電気通信設備の接続又は共用に関する協定を締結して電気通信役務を提供する場合であつて、法第二十七条に定める苦情及び問合せの処理並びに電気通信役務の提供に関する料金の回収等を当該他の電気通信事業者に委託することとしている場合を除く。第三号において同じ。）

二 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理（以下「代理等」という。）を業として行う者（以下「契約代理業者」という。）が当該電気通信役務の提供に関する契約の代理等を行う場合にあっては、その旨及び当該契約代理業者の氏名又は名称

三 電気通信役務を提供する電気通信事業者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先及び電話による連絡先にあつては苦情及び問合せに应じる時間帯

四 契約代理業者にあつては、当該契約代理業者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先及び電話による連絡先にあつては苦情及び問合せに应じる時間帯（電気通信役務を提供する電気通信事業者が、当該契約代理業者の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合を除く。）

五 提供される電気通信役務の内容（名称、第一項の区分による電気通信役務の種類及び品質、提供を受けることができる場所、緊急通報そ

の他の当該電気通信役務の利用に係る制限がある場合には、その内容を含む。）

六 その者に適用される、電気通信役務の提供に関する料金（ただし、電気通信事業者が通話料金について、距離ごと、接続する電気通信事業者ごと、対地ごとその他の区分により多数の区分を設ける場合にあっては、すべての通話料金の説明に代えて、一般消費者が利用することが見込まれる主な通話料金区分の説明によることができる。）

七 前号に掲げる料金に含まれていない経費であつて電気通信役務の提供を受ける者が通常負担する必要があるものがあるときは、その内容八 前二号に掲げる料金その他の経費の全部又は一部を期間を限定して減免するときは、当該減免の実施期間その他の条件

九 次に掲げる事項その他の電気通信役務の提供を受ける者からの申出による契約の変更又は解除の条件等に関する定めがあるときは、その内容

イ 契約の変更又は解除をすることができる期間の制限があるときは、その内容

ロ 契約の変更又は解除に伴う違約金の支払に関する定めがあるときは、その内容

ハ 契約の変更又は解除があつた場合において電気通信役務の提供のために電気通信事業者が貸与した端末設備の返還又は引取りに要する経費を電気通信役務の提供を受ける者が負担する必要があるときは、その内容

4～6（略）

（禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定等）

第二十二條之三 法第三十条第一項の規定による指定及び同条第二項の規定による指定の解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、

総務大臣は、当該指定及び指定の解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

2 法第三十条第一項の総務省令で定める割合は、四分の一とする。この場合において、法第三十四条第二項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務に係る業務区域（以下この項において「対象業務区域」という。）と同一の区域内におけるすべての同種の電気通信役務の提供の業務に係る収益の額を合算した額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 当該電気通信事業者が設置する当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る収益の額

二 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致する部分については、その都道府県の区域内において同種の電気通信役務を提供している電気通信事業者（前号の電気通信事業者を除く。）のすべてについてイに掲げる額にロに掲げる割合を乗じた額を計算し、これらを合算した額

イ 当該電気通信事業者の業務区域において当該電気通信事業者が提供する同種の電気通信役務の提供の業務に係る収益の額

ロ 当該電気通信事業者が提供する同種の電気通信役務に係る第二十条三条の九の二第二項に規定する特定移動端末設備の、当該電気通信事業者の業務区域における総数に占める当該都道府県における数の割合

三 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致しない部分については、当該部分が属する都道府県の区域内において同種の電気通信役務を提供している電気通信事業者（第一号の電気通信事業者を除く。）のすべてについて前号イに掲げる額に同号ロに掲げる割合と当該都道府県の人口に占める当該部分の人口の割合を乗じた額を計算し、これらを合算した額

（他の電気通信事業者に不利な取扱いをするやむを得ない理由）

第二十二條の六 法第三十一条第二項ただし書の総務省令で定めるやむを得ない理由は、他の電気通信事業者が負担すべき金額の支払い、使用期間その他の使用条件、守秘義務、目的外使用の禁止その他の契約に定める事項を履行せず、又は履行しないおそれがあることとする。

（電気通信設備の接続の請求を拒める正当な理由）

第二十三條 法第三十二条第三号の総務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一 電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること。

二 電気通信設備の接続に應ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること。

（第一種指定電気通信設備の基準等）

第二十三條の二 法第三十三条第一項の指定は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定を受けることとなる設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

2 法第三十三条第一項の総務省令で定める区域（以下「単位指定区域」という。）は、都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域）とする。

3 法第三十三条第一項の総務省令で定める割合は、固定端末系伝送路設備及び固定端末系伝送路設備以外の伝送路設備の別に計算し、固定端末系伝送路設備について二分の一とする。この場合において、電気通信回線の数は、電気通信回線の使用用途、周波数帯域の幅、伝送速度又は芯線数等にかかわらず、一の回線につき一とする。

4 法第三十三条第一項の電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 符号（電気通信役務の制御又は端末の認証等を行うための信号（以下「信号」という。）を除く。）、音響若しくは映像の交換、編集若しくは変換又は映像の交換若しくは編集又は通信路の設定（以下「交換等」という。）の機能を有する電気通信設備（以下「交換等設備」という。）であつて次に掲げるもの

イ 固定端末系伝送路設備を直接収容するもの（以下「第一種指定端末系交換等設備」という。）

ロ 第一種指定端末系交換等設備以外の交換等設備であつて、当該単位指定区域内における通信を行うもの（以下「第一種指定中継系交換等設備」という。）

二 伝送路設備であつて次に掲げるもの

イ 第一種指定端末系交換等設備が設置されている建物（以下「第一種指定市内交換局」という。）間に設置される伝送路設備（以下「第一種指定市内伝送路設備」という。）

ロ 第一種指定市内交換局と、第一種指定中継系交換等設備が設置されている建物（以下「第一種指定中継交換局」という。）との間に設置される伝送路設備（以下「第一種指定中継系伝送路設備」という。）

三 第一種指定端末系伝送路設備及び前二号の設備により提供される電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御及び端末の認証等を行うための設備

四 前三号に掲げるもののほか、交換等設備、伝送路設備又は端末設備であつて当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なもの

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出を要する接

続料及び接続条件）

第二十三条の六 法第三十三条第三項の総務省令で定める接続料及び接続条件は、次のとおりとする。

一 付加的な機能の接続料及び接続条件

二 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項のうち、次の事項

イ 通信の発信、着信及びその他の経由の分担に係る事項

ロ 利用者に対する料金の請求及び回収の分担に係る事項

三 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者の責任に関する事項のうち、接続料の支払の分担に係る事項

四 法第四十一条第一項の技術基準又は法第五十条第一項の電気通信番号の基準を定める総務省令その他の法令の規定に基づき変更する接続の技術的条件

（認可接続約款等の公表）

第二十三条の八 法第三十三条第十一項の規定による認可接続約款等の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

（第二種指定電気通信設備の基準等）

第二十三条の九の二 法第三十四条第一項の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

2 法第三十四条第一項の総務省令で定める移動端末設備（以下「特定移動端末設備」という。）は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会

規則第十八号) 第七条第九項に規定する携帯無線通信を行う移動する無線局の無線設備とする。

3 法第三十四条第一項の総務省令で定める割合は、四分の一とし、前年度末及び前々年度末における割合の合計を二で除して計算する。この場合において、同項の同一の電気通信事業者が設置する伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域(以下この項において「対象業務区域」という。)と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数は、次に掲げる数の合計数とする。

一 当該電気通信事業者が設置する当該伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数

二 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致する部分については、その都道府県の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備(前号の伝送路設備を除く。)に接続される特定移動端末設備の数

三 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致しない部分については、当該部分の属する都道府県の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備(第一号の伝送路設備を除く。)に接続される特定移動端末設備の数に、当該都道府県の人口に占める当該部分の人口の割合を乗じた数

4 法第三十四条第一項の当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 符号(信号を除く。)、音響若しくは影像の交換又は編集の機能を有する電気通信設備(以下この項において「交換設備」という。)であつて次に掲げるもの

イ 特定移動端末設備と接続される伝送路設備を直接収容するもの(以下「第二種指定端末系交換設備」という。)

ロ 第二種指定端末系交換設備以外の交換設備であつて業務区域内に

おける特定移動端末設備との通信を行うもの(以下「第二種指定中継系交換設備」という。)

二 伝送路設備であつて次に掲げるもの

イ 特定移動端末設備へ電波を送り、又は特定移動端末設備から電波を受ける無線局の無線設備(以下「第二種指定端末系無線基地局」という。)

ロ 第二種指定端末系無線基地局と、第二種指定端末系交換設備が設置されている建物(以下「第二種指定端末系交換局」という。)との間に設置される伝送路設備

ハ 第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換設備が設置されている建物との間に設置される伝送路設備

三 前二号の設備により提供される電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御及び端末の認証等を行うための設備

四 前三号に掲げるもののほか、交換設備、伝送路設備又は端末設備であつて、当該設備との適正かつ円滑な接続を確保すべきもの

(第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出)

第二十三条の九の三 法第三十四条第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款(変更の届出の場合、接続約款の新旧対照)を添えて提出しなければならない。

一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所

二 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続する際の、前号に定める箇所における技術的条件

三 接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額

四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者(以下こ

の条において「他事業者」という。）の責任に関する事項

五 接続協定の締結及び解除の手續

六 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続する際の、接続の請求を受けた日から接続の開始の日までの標準的期間

七 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項

八 重要通信の取扱方法

九 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項があるときは、その事項

十 有効期間を定めるときは、その期間

十一 他事業者との協議が調わないときの法第百五十四条第一項若しくは第百五十七条第一項のあつせん又は法第百五十五条第一項若しくは第百五十七条第三項の仲裁による解決方法

(届け出た接続約款の公表)

第二十三条の九の四 第二十三条の八の規定は、法第三十四条第五項の規定による同条第二項の規定により届け出た接続約款の公表について準用する。

(接続に係る申立て)

第二十三条の十四 法第三十五条第一項の申立てをしようとする電気通信事業者は、様式第十七の五の申立書を、同条第二項の申立てをしようとする電気通信事業者は様式第十七の六の申立書を提出しなければならない。
い。

(接続に係る裁定の申請)

第二十三条の十五 法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申請をしようとする電気通信事業者は、様式第十七の七の申請書を提出しなければならない。

(第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の届出)

第二十四条 法第三十六条第一項の規定による届出をしようとする者は、他の電気通信事業者が利用することができる当該第一種指定電気通信設備の機能ごとに、様式第十八の届出書(変更の届出の場合は、同項の計画(次条及び第二十四条の四において「計画」という。))の新旧対照を記載した書類を添えたものを提出しなければならない。

(届出の期限)

第二十四条の二 法第三十六条第一項の総務省令で定める日数は、次に掲げる場合を除き二百日とする。

一 国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠した技術的条件であつて総務大臣が別に告示する接続に関する技術的条件に専ら準拠した機能の変更又は追加が行われる場合にあつては、百四十日

二 他の特定の電気通信事業者の請求により行う機能の変更又は追加に係る計画の届出の場合であつて当該他の特定の電気通信事業者のみが当該機能を利用し、かつ、当該変更等に要する費用を負担することを予定している場合にあつては、四十日

三 法第三十六条第一項後段の規定による届出については、六十日。ただし、当該届出が同条第三項の勧告を受けて行う計画の変更に係る場合にあつては、七日

2 (略)

(届出を要しない機能)

第二十四条の五 法第三十六条第一項の総務省令で定める機能は、次のとおりとする。

- 一 第一種指定電気通信設備の機能を変更又は追加するために、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の第一種指定電気通信設備用のプログラム又はそのデータを書換える機能
- 二 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の第一種指定電気通信設備に関する通信量等の測定機能
- 三 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の提供する電気通信役務に関する料金を課金する機能及び当該料金を計算する機能（他の電気通信事業者と電気通信役務に関する料金を精算する機能を除く。）
- 四 第一種指定電気通信設備を監視し又は制御するための機能（他の電気通信事業者の通信の取扱いに影響を及ぼす機能を除く。）
- 五 公衆電話機により提供される電気通信役務に関する料金を即時に収納するための機能（第一種指定加入者交換機と公衆電話機との間の信号の伝送交換に係る機能に限る。）
- 六 交換設備及び伝送路設備により第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の保守管理業務の部門等特定の業務の部門のみに接続する機能（他の電気通信事業者との接続に関する機能を除く。）
- 七 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の提供する電気通信役務の利用者が、端末設備から利用条件を設定し又は変更するための機能（他の電気通信事業者との接続に関する条件を設定し又は変更するための機能を除く。）であつて、その機能の提供が第一種指定加入者交換機以外の電気通信設備を用いずに可能となるもの
- 八 番号案内機能（他の電気通信事業者との接続に関する機能を除く。）
- 九 ルータ（インターネットプロトコルにより符号を交換する電気通信設備をいう。）により符号を交換する機能

十 デジタル加入者回線アクセス多重化装置により多重化を行う機能

十一 デジタル加入者回線信号分離装置により、伝送に係る音響と符号とを周波数帯域により分離する機能

十二 光信号電気信号変換装置により光信号と電気信号との変換を行う機能

十三 **イーサネットスイッチによりイーサネットのフレームを交換するための機能**

十四 **SIPサーバ（IPアドレス（インターネットプロトコルによる通信を行うための電気通信設備を識別するために割り当てられる番号をいう。）の付与、電気通信役務の品質を分類し帯域を確保するための制御、インターネットプロトコルによるパケット伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う設備をいう。）によりセッション制御（呼を制御するためのプロトコルにより通信の確立又は切断を制御することをいう。）を行うための機能**

（共用に係る申立て）

第二十五条の三 法第三十八条第一項の申立てをしようとする電気通信事業者は、様式第十七の六の申立書を提出しなければならない。

（共用に係る裁定の申請）

第二十五条の四 法第三十八条第二項において準用する法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申請をしようとする電気通信事業者は、様式第十七の七の申請書を提出しなければならない。

（卸電気通信役務の提供に係る裁定の申請）

第二十五条の八 法第三十九条において準用する法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申請をしようとする電気通信事業者は、様式第十九の申

請書を提出しなければならない。

(卸電気通信役務の提供に係る申立て)

第二十五条の九 法第三十九条において準用する法第三十八条第一項の申立てをしようとする電気通信事業者は、様式第十九の二の申立書を提出しなければならない。

(土地等の使用の認可の申請)

第四十一条 認定電気通信事業者は、法第二百二十八条第一項の認可を受けようとするときは、様式第三十九の申請書を、総務大臣に提出しなければならない。

(協議において定めた事項の届出)

第四十二条 認定電気通信事業者及び土地等の所有者(所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下同じ。)は、法第二百二十八条第一項の規定による協議が調った場合において、同条第六項の届出をしようとするときは、その協議が調った日から十日以内に、様式第四十の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

(土地等の使用の裁定の申請)

第四十三条 認定電気通信事業者は、法第二百二十九条第一項の裁定を申請しようとするときは、様式第四十一の申請書の正本一通及び副本一通(使用しようとする土地等が所在する市町村(特別区を含む。以下同じ。))が二以上であるときは、その数と同数)にそれぞれ工事計画書及び工事計画を表示する図面を添えて、総務大臣に提出しなければならない。ただし、使用権の存続期間の延長についての裁定を申請しようとする場合に

あつては、工事計画書及び工事計画を表示する図面の提出を要しない。

(線路の移転等の裁定の申請)

第四十七条 認定電気通信事業者又は土地等の所有者は、法第三百八条第三項の裁定を申請しようとするときは、様式第四十五の申請書の正本一通及び副本一通(線路の設置されている土地等が所在する市町村が二以上であるときは、その数と同数)を総務大臣に提出しなければならない。

(読替え)

第四十七条の二 法第二百二十九条第一項又は第三百八条第三項の裁定の申請において、使用しようとする土地等が次の各号に掲げるものに所在するときは、第四十三条及び前条の規定中「市町村」とあるのは、当該各号に規定する語句と読み替えて適用する。

- 一 特別区のある地 特別区
- 二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市 区
- 三 全部事務組合のある地 全部事務組合
- 四 役場事務組合のある地 役場事務組合

(利用又は運用に関する協定等があつせん等の対象となる設備)

第五十四条の二 電気通信事業法施行令(昭和六十年政令第七十五号)第七条第三号の総務省令で定める設備は、次のとおりとする。

- 一 データベース(法第十八条第三項に規定する利用者(以下この号において「利用者」という。))に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。)その他の利用者に関する情報の取扱いに関して用いられる設備

- 二 自家発電設備、クロージャ（伝送路設備をその先端において他の伝送路設備と接続させる設備をいう。）その他の土地等（法第二百二十八条第一項に規定する土地等をいう。）又は電気通信設備に附属して設置される設備
- 三 専用役務の提供に当たつて用いられ、又は使用契約に基づき提供される設備（前二号に掲げるものを除く。）
- 四 無線局の免許人等（電波法第六条第一項第九号に規定する免許人等をいう。）が当該免許人等以外の者に運用させる無線局の無線設備（前号に掲げるものを除く。）

（緊急に行うことを要する通信）

第五十五条 法第八条第一項の総務省令で定める通信は、次の表の上欄に掲げる事項を内容とする通信であつて、同表の下欄に掲げる機関等において行われるものとする。

通信の内容	機関等
一 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 予防、救援、復旧等に直接関係がある機関相互間 (2) 上記の事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
二 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 海上保安機関相互間 (3) 警察機関と海上保安機関との間

三 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
四 天災、事変その他の災害に際し、災害状況の報道を内容とするもの	新聞社等の機関相互間
五 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であつて、緊急に通報することを要する事項	気象機関相互間
六 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	上記の通信を行う者相互間

（業務の停止）

第五十六条 法第八条第二項の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 次に掲げる機関であつて総務大臣が別に告示により指定するものが重要通信を行うため他の通信の接続を制限又は停止すること。

イ 気象機関

ロ 水防機関

ハ 消防機関

ニ 災害救助機関

ホ 秩序の維持に直接関係がある機関

ヘ 防衛に直接関係がある機関

ト 海上の保安に直接関係がある機関

チ 輸送の確保に直接関係がある機関

リ 通信役務の提供に直接関係がある機関

ヌ 電力の供給に直接関係がある機関

ル 水道の供給に直接関係がある機関

ヲ ガスの供給に直接関係がある機関

ワ 選挙管理機関

カ 新聞社等の機関

ヨ 金融機関

タ その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

二 前号の場合において、停止又は制限される通信は、重要通信を確保するため必要最小限のものでなければならない。

(重要通信の優先的取扱いについての取り決めるべき事項)

第五十六条の二 電気通信事業者は、他の電気通信事業者と電気通信設備を相互に接続する場合には、当該他の電気通信事業者との間で、次の各号に掲げる事項を取り決めなければならない。

一 重要通信を確保するために必要があるときは、他の通信を制限し、又は停止すること。

二 電気通信設備の工事又は保守等により相互に接続する電気通信設備の接続点における重要通信の取扱いを一時的に中断する場合は、あらかじめその旨を通知すること。

三 重要通信を識別することができるよう重要通信に付される信号を識別した場合は、当該重要通信を優先的に取り扱うこと。

(総務大臣に対する意見の申出)

第六十四条の二 法第七十二条の規定により総務大臣に対して申出をしようとする者は、様式五十二の意見申出書を提出しなければならない。

(申請等の方法)

第六十九条 次の各号に掲げる申請、届出、申立て又は報告(以下「申請等」という。)をしようとする者は、当該申請等をその者の住所を管轄する総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)を経由して行うことができる。

一〜八(略)

九 法第三十五条第一項又は第二項の申立て

十 法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申請

十一(略)

十二 法第三十八条第一項の申立て

十三 法第三十八条第二項において準用する法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申請

十四 法第三十九条において準用する法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申請

十五 法第三十九条において準用する法第三十八条第一項の申立て

十六〜二十九(略)

三十 法第四百十条第一項の届出

三十一 法第四百四十条第四項の認可の申請

三十二 法第四百四十一条第一項の指定の申請

三十三 (略)

2 (略)

(電磁的方法による提出)

第七十条 この省令の規定により総務大臣に提出する書類は、これらの書類の記載事項を記録した総務大臣が別に告示する電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。)による記録に係る記録媒体により提出することができる。

2 前項により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合には、申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

様式第 17 の 5 （第23条の14関係）

接続協定に関する命令申立書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を
記載することとし、代表者が自筆で記入した
ときは、押印を省略できる。)



登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担
当部署等がある場合は、当該担当部署名等を
記載すること。)

電気通信設備の接続に関する協議が不調のため、電気通信事業法第35条第 1 項の規定により、
不能

次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び 代表者の氏名）及び住所	
接続しようとする電気通信設備	
締結又は変更しようとする協定の概要	
予定する協定の期間	
協議の不調又は不能の理由	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 17 の 6（第23条の14、第25条の 3 関係）

接続
共用 協定に関する命令申立書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を
記載することとし、代表者が自筆で記入した
ときは、押印を省略できる。）印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連 絡 先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担
当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載
すること。）

電気通信設備の接続
共用 に関する協議が不調
不能 のため、電気通信事業法 第 35 条第 2 項
第 38 条第 1 項 の規定により、

次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び 代表者の氏名）及び住所	
接続又は共用しようとする電気通信設備	
締結又は変更しようとする協定の概要	
予定する協定の期間	
協議の不調又は不能の理由	
当該接続又は共用が公共の利益を増進す るために必要であり、かつ、適切であると 認められる理由	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 17 の 7 (第23条の15、第25条の 4 関係)

接続
共用 協定裁定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を
記載することとし、代表者が自筆で記入した
ときは、押印を省略できる。 印)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担
当部署等がある場合は、当該担当部署名等を
記載すること。)

電気通信設備の接続
共用 に関する協議が不調のため、電気通信事業法 (注 1) の規定により、次のと
おり裁定を申請します。

当事者の氏名 (法人にあつては、名称及び 代表者の氏名) 及び住所	
接続又は共用しようとする電気通信設備	
裁定を求める事項	
予定する協定の期間	
協議の不調の理由及び協議の経過	
接続又は共用命令を経ている場合は、その 年月日	
その他参考となる事項	

注 1 次に掲げる条項のうち、該当するものを記載すること。

- (1) 第 35 条第 3 項
- (2) 第 35 条第 4 項
- (3) 第 38 条第 2 項において準用する同法第 35 条第 3 項
- (4) 第 38 条第 2 項において準用する同法第 35 条第 4 項

2 用紙の大きさは、日本工業規 A 列 4 番とすること。

様式第 19 (第25条の8 関係)

卸電気通信役務の提供に係る裁定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を
記載することとし、代表者が自筆で記入した
ときは、押印を省略できる。) 印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。
担当部署等がある場合は、当該担当部署名等
を記載すること。)

卸電気通信役務の提供に係る協議が不調のため、電気通信事業法第39条において準用する

同法 第 35 条第 3 項 の規定により、次のとおり裁定を申請します。
第 35 条第 4 項

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
裁定を求める事項	
協議の不調の理由及び協議の経過	
卸電気通信役務の提供に関する命令を経ている場合は、その年月日	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 19 の 2 (第25条の9 関係)

卸電気通信役務の提供に係る命令申立書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を
記載することとし、代表者が自筆で記入した
ときは、押印を省略できる。) 印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。
担当部署等がある場合は、当該担当部署名等
を記載すること。)

卸電気通信役務の提供に係る協議が不調のため、電気通信事業法第39条において準用する同法
不能

第38条第1項の規定により、次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
締結又は変更しようとする契約の概要	
予定する契約の期間	
協議の不調又は不能の理由	
当該卸電気通信役務の提供が公共の利益を増進するために必要であり、かつ、適切であると認められる理由	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 39 (第41条関係)

土地等 使用 認可申請書
継続使用

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。 印)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。
担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第128条第1項の規定により、土地等の使用の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 土地等の種類及び所在地
- 2 土地等の所有者 (所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者) の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所
- 3 使用開始の時期
- 4 線路の位置、種類及び数
- 5 土地等の使用の認可を申請する理由
継続使用
- 6 その他参考となる事項

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 40 (第 42 条関係)

土地等 使用 継続使用 の協議成立届出書

年 月 日

総務大臣 殿

認定電気通信事業者

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。 印)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。
担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

土地等の所有者 (所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者)

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。 印)

年 月 日認可があつた土地等の 使用 継続使用 について、下記のとおり、協議が成立したの
で、電気通信事業法第128条第 6 項の規定により、届け出ます。

記

- 1 土地等の種類及び所在地
- 2 使用開始の時期及び使用期間
- 3 線路の位置、種類及び数
- 4 その他参考となる事項

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 4 1 (第 43 条関係)

土地等 使 用 裁定申請書
継続使用

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記
載することとし、代表者が氏名を自筆で記入
したときは、押印を省略できる。 印)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。
担当部署等がある場合は、当該担当部署名等
を記載すること。)

年 月 日認可があつた土地等の使用について、協議が不調のため、電気通信事業法第
129条第 1 項の規定に基づき下記のとおり裁定を申請します。

記

- 1 土地等の種類及び所在地
- 2 土地等の所有者 (所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者) の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所
- 3 使用開始の時期及び使用期間
- 4 線路の位置、種類及び数
- 5 協議の不調又は不能の理由
- 6 その他参考となる事項

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第45（第47条関係）

線路移転等裁定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。 印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。
担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

線路の移転その他支障の除去に必要な措置について協議が ^{不調} _{不能} のため、電気通信事業法第138条
第3項の規定により、下記のとおり **裁定**を申請します。

記

- 1 土地等の種類及び所在地
- 2 相手方の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- 3 線路の位置、種類及び数
- 4 支障の除去を必要とする理由
- 5 支障の除去に必要な措置の概要及び時期
- 6 支障の除去に要する費用及びその内訳
- 7 費用の分担区分に関する意見及びその理由
- 8 協議の不調又は不能の理由
- 9 その他参考となる事項

注1 申請者が2人以上の場合は、連名で申請することができること。この場合、そのうちの1人を代表者とし、その旨を記載すること。

2 「協議の不調の理由」については、その理由のほか、協議の経過の概要も明らかにすること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 5 2（第64条の 2 関係）

意見申出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を
記載することとし、代表者が自筆で記入した
ときは、押印を省略できる。) 印

連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。
担当部署等がある場合は、当該担当部署名等
を記載すること。)

電気通信事業法第172条の規定により、次のとおり意見の申出をします。

項 目	内 容
申出対象の電気通信事業者等の氏名 又は名称及び住所	
申出の内容	
申出の理由	
その他参考となるべき事項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）（抄）

（免許を要しない無線局）

第六条の二 法第四条第三号の総務省令で定める機能は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 通信の相手方である無線局からの呼出符号又は呼出名称を受信した場合に限り、通話チャネルの設定を行うもの
- 二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者その他総務大臣が別に告示する者が管理する識別符号（通信の相手方を識別するための符号であつて、法第八条第一項第三号に規定する識別信号以外のものをいう。以下この条において同じ。）を自動的に送信し、又は受信するもの
- 三 主として同一の構内において使用される無線局の無線設備であつて、識別符号を自動的に送信し、又は受信するもの
- 四 特定小電力無線局の無線設備（電気通信回線に接続しないものに限る。）であつて、利用者による周波数の切替え又は電波の発射の停止が容易に行うことができるもの
- 五 受信した電波の変調方式その他の特性を識別することにより、自局が送信した電波の反射波と他の無線局が送信した電波を判別できるもの

（登録の対象とする無線局）

第十六条 法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

- 一 設備規則第四十九条の八の三に規定する技術基準に係る無線設備を使用する空中線電力が一〇ミリワット以下の基地局
- 一の二 設備規則第四十九条の八の三第四項に規定する技術基準に係る

無線設備を使用する空中線電力が一〇ミリワット以下の陸上移動局

二 設備規則第四十九条の九第一号に規定する技術基準に係る無線設備を使用する構内無線局

三 設備規則第四十九条の九第三号に規定する技術基準に係る無線設備（同号ハの技術基準が適用されるものに限る。）を使用する構内無線局

四 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局

五 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する陸上移動中継局

六 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する陸上移動局

（軽微な事項）

第十九条 法第二十七条の二十三第一項ただし書の総務省令で定める軽微な事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 前条に規定する区域内における無線設備の設置場所（移動する無線局にあつては、常置場所又は移動範囲）の変更であつて、登録をした総合通信局長の管轄区域を越えないもの
- 二 周波数又は空中線電力の変更であつて、無線設備の変更の工事を行わないもの

2 法第二十七条の三十一第一項ただし書の総務省令で定める軽微な事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 無線設備を設置しようとする区域（移動する無線局にあつては、移動範囲）の変更であつて、その変更が第十八条に規定する区域内であり、かつ、登録をした総合通信局長の管轄区域を越えないもの
- 二 周波数又は空中線電力の変更であつて、無線設備の変更の工事を伴

わないもの

(あつせん等の対象となる無線局に係る業務)

第二十条の二 法第二十七条の三十五第一項の総務省令で定める業務は、

次に掲げるものとする。

- 一 電気通信業務
- 二 放送の業務
- 三 人命若しくは財産の保護又は治安の維持に係る業務
- 四 電気事業に係る電気の供給の業務
- 五 鉄道事業に係る列車の運行の業務
- 六 ガス事業に係るガスの供給の業務
- 七 設備規則第三条第五号に規定するMCA陸上移動通信又は同条第六号に規定するデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局を使用する業務

(あつせん等に係る無線局に関する事項)

第二十条の三 法第二十七条の三十五第一項の総務省令で定める事項は、

次に掲げるものとする。

- 一 通信の相手方
- 二 通信事項
- 三 無線設備の設置場所(包括登録に係る登録局にあつては、無線設備を設置しようとする区域(移動する無線局にあつては、移動範囲))
- 四 無線設備
- 五 放送事項
- 六 放送区域
- 七 識別信号
- 八 電波の型式

九 周波数

十 空中線電力

十一 運用許容時間

(非常時運用人に対する説明)

第四十一条の二 法第七十条の七第一項の規定により無線局を自己以外の

者に運用させる免許人等は、あらかじめ、非常時運用人に対し、当該無線局の免許状又は法第二十七条の二十二第一項の登録状に記載された事項、他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約の内容(当該契約を締結している場合に限る。)、当該無線局の適正な運用の方法並びに非常時運用人が遵守すべき方法及び法に基づく命令並びにこれらに基づく処分の内容を説明しなければならない。

(非常時運用人に対する監督)

第四十一条の二の二 法第七十条の七第二項に規定する免許人等は、次に

掲げる場合には、遅滞なく、非常時運用人に対し、報告させなければならない。

- 一 非常時運用人が非常通信を行ったとき。
 - 二 非常時運用人が法又は法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
 - 三 非常時運用人が法又は法に基づく命令に基づく処分を受けたとき。
- 2 前項の規定によるほか、法第七十条の七第二項に規定する免許人等は、非常時運用人に運用させた無線局の適正な運用を確保するために必要があるときは、非常時運用人に対し当該無線局の運用の状況を報告させ、非常時運用人による当該無線局の運用を停止し、その他必要な措置を講じなければならない。

(免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局)

第四十一条の二三 法第七十条の八第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

- 一 フェムトセル基地局
- 二 特定陸上移動中継局

(免許人以外の者に特定の無線局の簡易な操作による運用を行わせる場合における準用等)

第四十一条の二の四 第四十一条の二の規定は、法第七十条の八第一項の規定により自己以外の者に無線局の運用を行わせる免許人について準用する。この場合において、第四十一条の二中「非常時運用人」とあるのは「法第七十条の八第一項の規定により無線局の運用を行う当該無線局の免許人以外の者」と、「免許状又は法第二十七条の二十二第一項の登録状」とあるのは「免許状」と読み替えるものとする。

2 第四十一条の二の二の規定は、法第七十条の八第一項の規定により自己以外の者に無線局の運用を行わせた免許人について準用する。この場合において、第四十一条の二の二第一項中「非常時運用人」とあるのは「法第七十条の八第一項の規定により無線局の運用を行う当該無線局の免許人以外の者」と、同条第二項中「非常時運用人」とあるのは「法第七十条の八第一項の規定により無線局の運用を行う当該無線局の免許人以外の者」と、「運用させた」とあるのは「運用を行わせた」と読み替えるものとする。

3 法第七十条の八第一項の規定により自己以外の者に無線局の運用を行わせた免許人は、他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、当該自己

以外の者において当該措置が講じられるよう適切な措置を講じなければならない。

(登録局を自己以外の者に運用させる場合の準用)

第四十一条の二の五 第四十一条の二の規定は、法第七十条の九第一項の規定により登録局を自己以外の者に運用させる登録人について準用する。この場合において、第四十一条の二中「非常時運用人」とあるのは「法第七十条の九第一項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者」と、「無線局の免許状又は」とあるのは「登録局の」と、「無線局の適正」とあるのは「登録局の適正」と読み替えるものとする。

2 第四十一条の二の二及び前条第三項の規定は、法第七十条の九第一項の規定により登録局を自己以外の者に運用させた登録人に準用する。この場合において、第四十一条の二の二第一項中「非常時運用人」とあるのは「法第七十条の九第一項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者」と、同条第二項中「非常時運用人」とあるのは「法第七十条の九第一項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者」と、「無線局の」とあるのは「登録局の」と読み替えるものとする。

○電気通信事業紛争処理委員会事務局組織規則（平成十三年総務省令第百五十四号）

電気通信事業紛争処理委員会令（平成十三年政令第三百六十二号）第四条第二項の規定に基づき、電気通信事業紛争処理委員会事務局組織規則を次のように定める。

- 1 電気通信事業紛争処理委員会の事務局に、紛争処理調査官を置く。
- 2 紛争処理調査官は、命を受けて、電気通信事業又は電波の利用に係る紛争の処理に関する重要事項についての調査、企画及び立案を行う。

○電気通信事業紛争処理委員会手続規則(平成十三年総務省令第五百十五号)(抄)

電気通信事業紛争処理委員会令(平成十三年政令第三百六十二号)第五条から第十条まで、第十四条及び第十五条の規定に基づき、及び電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第三章の二第二節の規定を実施するため、電気通信事業紛争処理委員会手続規則を次のように定める。

(あつせん及び仲裁に関する通知の方法)

- 第一条** 電気通信事業紛争処理委員会令(以下「令」という。)第五条、第六条、第八条第二項(令第十条第二項において準用する場合を含む。)、第九条第一項(令第十条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)、及び第二項(令第十条第二項において準用する場合を含む。並びに第十条第一項の規定による通知は、書面により行うものとする。)
- 2 令第九条第一項の規定による通知には、仲裁委員に指名されることが適当でないとする理由を付すものとする。

(名簿の記載事項)

- 第二条** 令第七条第二項の総務省令で定める名簿の記載事項は、次に掲げるものとする。

- 一 氏名及び職業
- 二 経歴
- 三 任命及び任期満了の年月日

(あつせん及び仲裁の状況の報告)

- 第三条** 令第十四条の規定による報告は、国の会計年度経過後一月以内に、当該会計年度中における次に掲げる事項についてするものとする。

- 一 あつせん及び仲裁の申請件数
- 二 あつせんをしないものとした事件及びあつせんを打ち切った事件の件数

- 三 あつせんにより解決した事件の件数
- 四 仲裁判断をした事件の件数
- 五 その他電気通信事業紛争処理委員会(以下「委員会」という。)の事務に関し重要な事項

(あつせんの申請)

- 第四条** 電気通信事業法(以下「事業法」という。)第五百五十四条第一項(事業法第五百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。又は第五百五十七条第一項のあつせんの申請をしようとする者は、様式第一の申請書を委員会に提出しなければならない。)

- 2 (略)
- 3 証拠となるものがある場合においては、それを第一項又は前項の申請書に添えて提出しなければならない。

(仲裁の申請)

- 第五条** 事業法第五百五十五条第一項(事業法第五百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。又は第五百五十七条第三項の仲裁の申請をしようとする者は、様式第三十の申請書を委員会に提出しなければならない。)

- 2 (略)
- 3 証拠となるものがある場合においては、それを第一項又は前項の申請書に添えて提出しなければならない。
- 4 紛争が生じた場合に事業法又は電波法による仲裁に付する旨の合意を証するものがある場合においては、それを第一項又は第二項の申請書に

添えて提出しなければならない。

(申請の方法)

第六条 事業法第百五十四条第一項(事業法第百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)、第百五十七条第一項若しくは電波法第二十七条の三十五第一項のあつせん又は事業法第百五十五条第一項(事業法第百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)、第百五十七条第三項若しくは電波法第二十七条の三十五第三項の仲裁の申請をしようとする者は、当該申請を当該申請をしようとする者の住所を管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を経由して行うことができる。

(電磁的方法による提出)

第七条 電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)第七十条の規定は、この省令の規定により委員会に提出する書類について準用する。

様式第 1（第 4 条第 1 項関係）

あっせん申請書

年 月 日

電気通信事業紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあっては、名称及び代表者の氏名を
記載することとし、代表者が自筆で記入した
ときは、押印を省略できる。)

印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。
担当部署等がある場合は、当該担当部署名等
を記載すること。)

(協定又は契約（注 1）)に関する協議が^{不調}_{不能}のため、電気通信事業法（関連条項（注 1）)の規定に
より、次のとおりあっせんで申請します。

当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の 氏名）及び住所	
あっせんで求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注 1 次の区分により、該当する協定又は契約及び電気通信事業法の関連条項を記載すること。

協定又は契約	関連条項
電気通信設備の接続に関する協定	第 1 5 4 条第 1 項
電気通信設備の共用に関する協定	第 1 5 6 条第 1 項
卸電気通信役務の提供に関する契約	第 1 5 6 条第 2 項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定 又は契約	第 1 5 7 条第 1 項

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 3-2 (第 5 条第 1 項関係)

仲裁申請書

年 月 日

電気通信事業紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあっては、名称及び代表者の氏名を
記載することとし、代表者が自筆で記入した
ときは、押印を省略できる。)

印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。
担当部署等がある場合は、当該担当部署名等
を記載すること。)

(協定又は契約(注1))に関する協議が不調のため、電気通信事業法(関連条項(注1))の規定に
より、次のとおり仲裁を申請します。

当事者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の 氏名)及び住所	
仲裁判断を求める事項(注2)	
協議の不調の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注1 次の区分により、該当する協定又は契約及び電気通信事業法の関連条項を記載すること。

協定又は契約	関連条項
電気通信設備の接続に関する協定	第155条第1項
電気通信設備の共用に関する協定	第156条第1項
卸電気通信役務の提供に関する契約	第156条第2項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定 又は契約	第157条第3項

- 2 協議の相手である当事者が当該協議に関して既に仲裁の申請を行っており、その旨の通知が電
気通信事業紛争処理委員会からあった場合には、当該協議の相手である当事者の仲裁判断を求め
る事項に対する答弁を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

○総務省聴聞手続規則（平成十二年十二月二十二日総理府／郵政省／自治省令第三号）

行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章第二節の規定を実施するため、総務省聴聞手続規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 総務大臣又は総務省に置かれる機関（公害等調整委員会及びこれに置かれる機関を除く。）の長（以下「総務大臣等」という。）が行う不利益処分に係る聴聞の手続については、他の法律及び法律に基づく命令に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。

（用語）

第二条 この省令で使用する用語は、行政手続法（以下「法」という。）で使用する用語の例による。

（聴聞の期日等の変更）

第三条 総務大臣等が法第十五条第一項の通知をした場合（第三条第三項の規定により通知をした場合を含む。）において、当事者は、やむを得ない理由がある場合には、総務大臣等に対し、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

2 総務大臣等は、前項の申出により、又は職権により、聴聞の期日又は場所を変更することができる。

3 総務大臣等は、前項の規定により聴聞の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を当事者、参加人（その時までに法第十七条第一項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）及び第五条に規定する参考人に通知しなければならない。

（関係人の参加許可の手続）

第四条 法第十七条第一項の規定による許可の申請については、関係人は、速やかに、その氏名、住所及び当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。

2 主宰者は、前項の許可をしたときは、速やかに、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

（参考人）

第五条 主宰者は、必要があると認めるときは、学識経験のある者その他の参考人（以下単に「参考人」という。）に対し、聴聞に関する手続に参加することを求めることができる。

（文書等の閲覧の手続）

第六条 法第十八条第一項の規定による閲覧の求めについては、当事者又は当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条において「当事者等」という。）は、その氏名、住所及び閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を総務大臣等に提出してこれを行うものとする。ただし、聴聞の期日における審理の進行に必要となつた場合の閲覧については、口頭で求めれば足りる。

2 総務大臣等は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、総務大臣等は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないよう配慮するものとする。

3 総務大臣等は、聴聞の期日における審理の進行に必要となつた資料の閲覧の求めがあつた場合に、当該審理において閲覧させることが

できないとき（法第十八条第一項後段の規定による拒否の場合を除く。）は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、主宰者は、法第二十二條第一項の規定に基づき、当該閲覧の日時以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

（主宰者の指名の手續）

第七条 法第十九条第一項の規定による主宰者の指名は、聴聞の通知の時までにを行うものとする。

2 主宰者が法第十九条第二項各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は主宰者が死亡し若しくは心身の故障その他継続して聴聞を行えない事由により聴聞を行うことができなくなったときは、総務大臣等は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

（補佐人の出頭許可の手續）

第八条 法第二十条第三項の規定による許可の申請については、当事者又は参加人は、速やかに、補佐人の氏名、住所、当事者又は参加人との関係及び補佐する事項を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。ただし、法第二十二條第二項（法第二十五條後段において準用する場合を含む。）の規定により通知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であつて既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについて、この限りでない。

2 主宰者は、前項の許可をしたときは、速やかに、その旨を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

3 補佐人の陳述は、当該当事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、自ら陳述したものとみなす。

（聴聞の期日における陳述の制限及び秩序維持）

第九条 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞の審理の秩序を維持するため、聴聞の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（聴聞の期日における審理の公開）

第十条 総務大臣等は、法第二十条第六項の規定により聴聞の期日における審理の公開を相当と認めたときは、聴聞の期日及び場所を公示するものとする。この場合において、総務大臣等は、当事者及び参加人（その時までに法第十七条第一項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）及び参考人に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

（陳述書の提出の方法等）

第十一条 法第二十一条第一項の規定による陳述書の提出は、提出する者の氏名、住所、聴聞の件名及び当該聴聞に係る不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見を記載した書面により行うものとする。

（聴聞調書及び報告書の記載事項）

第十二条 法第二十四条第一項に規定する調書（以下「聴聞調書」という。）には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

一 聴聞の件名

二 聴聞の期日及び場所

三 主宰者の氏名及び職名

四 聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人又はこれらの者の代理人若しくは補佐人（以下この項において「当事者等」という。）並びに参考人の氏名及び住所並びに総務省の職員の氏名及び職名

五 聴聞の期日に出頭しなかった当事者等の氏名及び住所並びに当該当事者等のうち当事者及びその代理人にあつては、出頭しなかったことについての正当な理由の有無

六 当事者等、参考人及び総務省の職員の陳述の要旨（提出された陳述書における意見の陳述を含む。）

七 証拠書類等が提出されたときは、その標目

八 その他参考となるべき事項

2 聴聞調書には、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

3 法第二十四条第三項に規定する報告書（以下単に「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

一 意見

二 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張

三 理由

（聴聞調書及び報告書の閲覧の手続）

第十三条 法第二十四条第四項の規定による閲覧の求めについては、当事者又は参加人は、その氏名、住所及び閲覧をしようとする聴聞調書又は報告書の件名を記載した書面を、聴聞の終結前にあつては聴聞の主宰者に、聴聞の終結後にあつては総務大臣等に提出してこれを行うものとする。

る。

2 主宰者又は総務大臣等は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

○電気通信事業紛争処理委員会運営規程

平成十三年十一月三十日
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

改正 平成十四年二月二十六日
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

改正 平成十四年六月二十五日
電気通信事業紛争処理委員会決定第二号

改正 平成十五年二月十日
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

改正 平成十五年十月三日
電気通信事業紛争処理委員会決定第二号

改正 平成十六年三月十五日
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

改正 平成十六年十一月三十日
電気通信事業紛争処理委員会決定第二号

改正 平成二十一年三月十八日
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

(目的)

第一条 電気通信事業紛争処理委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関しては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議)

第二条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員等（委員及び議事に関係のある特別委員をいう。以下同じ。）に対しあらかじめ議題、日時及び場所を通知する。

2 委員長は、特に緊急の必要があるとき、委員等にあらかじめ通知した上で、文書による審議を行うことができる。なお、文書による審議を行った場合は、委員長はその結果について次の会議に報告しなければならない。

3 委員長は、委員会の議長となり、議事を整理する。

(指名の欠格)

第三条 委員会は、委員又は特別委員が次の各号のいずれかに該当するときその他事件の当事者と特別な関係にあるときは、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第百五十四条第三項（法第百五十六条第一項及び第二項並びに第百五十七条第二項並びに電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第二十七条の三十五第二項において準用する場合を含む。）に規定するあつせん委員又は法第百五十五条第二項（法第百五十六条第一項及び第二項並びに第百五十七条第四項並びに電波法第二十七条の三十五第四項において準用する場合を含む。）に規定する仲裁委員に指名しない。

一 委員若しくは特別委員又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が事件の当事者、当事者の子会社、当事者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社（当事者を除く。）の役員であるとき。

二 委員又は特別委員が事件の当事者、当事者の子会社、当事者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社（当事者を除く。）の役員の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき。

三 委員又は特別委員が事件について当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はあつたとき。

2 委員会は、既にあつせん委員又は仲裁委員の指名をされた委員又は特別委員が前項の特別な関係にあることが分かつたときは、速やかに当該指名を解除する。

3 前二項の規定は、仲裁委員を、当事者が合意によつて選定した者につき指名する場合には、適用しない。

(回避)

第三条の二 委員及び特別委員は、前条第一項各号に規定する場合のほか自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事情がある場合には、事件の担当を回避すべき旨を委員会に申し出なければならない。

(代理人及び補佐人)

第三条の三 当事者は、弁護士、弁護士法人又は委員会の承認を得た適当な

者を代理人とすることができる。

2 代理人の権限は、書面で証明しなければならない。

3 当事者又は代理人は、あつせん委員及び仲裁廷の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(手続の分離又は併合)

第三条の四 あつせん委員又は仲裁廷は、適当と認めるときは、当事者全員の合意を得て、あつせん又は仲裁の手続を分離し、又は併合することができる。

(あつせんをしない場合等の通知)

第四条 委員会は、法第百五十四条第二項(法第百五十六条第一項及び第二項並びに**第百五十七条第二項並びに電波法第二十七条の三十五第二項**において準用する場合を含む。)の規定によりあつせんをしないものとしたときは、当事者に対し、その旨を理由を附して通知する。当事者間に合意が成立する見込みがない場合においてあつせんを打ち切ったときも、同様とする。

(あつせんの答弁書の提出期間の指示)

第四条の二 委員会は、電気通信事業紛争処理委員会令(平成十三年政令第三百六十二号)第五条の規定により通知するときは、相当の期間を指定して答弁書を提出すべき旨の通知をすることができる。

(複数のあつせん委員によるあつせんの審理の指揮)

第四条の三 複数のあつせん委員が指名された場合は、あつせんの審理の指揮を行う者を、あつせん委員の互選により選任する。

(委員等に関する事実の開示)

第四条の四 委員会は、仲裁の申請がなされた場合において、法第百五十五条第三項(法第百五十六条第一項及び第二項並びに第百五十七条第四項並びに**電波法第二十七条の三十五第四項**において準用する場合を含む。)の規定による委員会の委員その他の職員について当該事件に関し公正性又は独立性に疑いを生じさせる事実があるときは、その事実を当事者に対して開示する。

2 前項の開示は、電気通信事業紛争処理委員会令第八条の規定による名簿の写しを送付する際に行うほか、仲裁委員について該当する事実の存在が判明したときに速やかに行う。

第五条 削除

(仲裁手続の準則)

第五条の二 仲裁廷(三人の仲裁委員の合議体をいう。以下同じ。)は、この規程に定めるところによるほか、当事者が別段の合意をしている場合を除き、委員会が別に定める準則に従って仲裁手続を行う。

2 仲裁の当事者は、前項の準則と異なる別段の合意がある場合は、仲裁廷の求めに応じ、その合意の内容を記載した書面を提出しなければならない。(準備手続)

第六条 仲裁の審理の指揮を行う仲裁委員は、必要があると認めるときは、仲裁委員の一人又は二人をして争点若しくは証拠の整理その他の準備手続を行わせることができる。

2 仲裁の審理期日に仲裁委員の一人又は二人が欠席したときは、出席した仲裁委員は、前項の準備手続を任意に行うことができる。

3 前二項の規定により準備手続を行った仲裁委員は、当該準備手続の後ににおける最初の審理期日までに、他の仲裁委員に対しその結果を報告しなければならない。

(和解の勧告)

第七条 仲裁廷は、当事者双方の承諾がある場合には、仲裁手続のいかなる段階であつても、仲裁を求める事項の全部又は一部について、当事者に対し和解の勧告を行うことができる。

2 仲裁廷は、必要があると認めるときは、前項の和解の勧告を、仲裁委員の一人又は二人をして行わせることができる。

(仲裁判断)

第八条 仲裁判断には、次の各号に掲げる事項を記載し、仲裁委員がこれに署名しなければならない。ただし、第四号及び第五号については、当事者がこれを記載することを要しない旨を特に合意している場合及び次項に規定する場合においては、この限りでない。

一 当事者の氏名(当事者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名)及び住所

二 代理人があるときは、その氏名及び住所

三 主文

四 事実

五 理由

六 仲裁判断の年月日及び仲裁地

2 仲裁廷は、仲裁手続中に仲裁を求める事項の全部又は一部について当事者が和解し、かつ、当事者双方の申立てがあつたときは、その和解の内容

を仲裁判断とすることができる。

(証拠資料の閲覧)

第八条の二 仲裁廷は、仲裁判断その他の仲裁廷の決定の基礎となるべき証拠資料の内容を、当事者が電気通信事業紛争処理委員会の事務局において閲覧できるようにする。

(諮問を要しない事項)

第九条 法第六十条ただし書に規定する委員会への諮問を要しない事項は、委員長が軽微な事項として個別に認定したものとす。

(諮問及び答申並びに勧告)

第十条 委員会に対する諮問は、総務大臣は文書をもって行い、かつ、効率的な審議が行えるように必要な資料を添付するものとする。

2 委員会が総務大臣に対して行う答申及び勧告は文書をもって行う。

3 委員長は、委員の中から起草委員を命じ、答申及び勧告の案の起草をさせることができる。

4 答申及び勧告には、委員の間において見解の分かれる事項については、複数の意見を並記することができる。

(意見の聴取)

第十一条 委員会は、その調査審議に当たり、必要と認めるときは、当該調査審議事項と関連する利害関係者その他の参考人から公聴会その他の方法により意見を聴取することができる。

2 前項の場合において、委員会は、必要と認めるときは、広く意見を募集することができる。

3 委員会は、意見の聴取に係る議題の審議に当たり、聴取した意見を参考とする。

(聴聞の主宰者の推薦)

第十二条 法第六十一条第二項に規定する聴聞の主宰者は、委員会の委員のうちから、委員長の指名により推薦する。

(不利益処分に関する調査審議)

第十三条 委員会は、不利益処分に関する審議に当たり、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二十四条第一項の聴聞の審理の経過を記載した調査の内容及び同条第三項の報告書に記載された聴聞の主宰者の意見を参考とする。

(議事録)

第十四条 委員会は、開催した会議について議事録を作成し、次の事項を記

載する。

一 開催の年月日及び場所

二 開会及び閉会の時刻

三 出席した委員及び特別委員の氏名

四 出席した利害関係者及びその他の参考人の氏名

五 出席した関係職員の所属及び氏名

六 議題

七 調査審議の内容

八 議決事項

九 その他必要な事項

2 前項の議事録は、出席した委員及び特別委員の確認を得て作成し、委員長の承認を得るものとする。

(議事録等の保存)

第十五条 前条第二項の規定により委員長長の承認を得た議事録(以下「会議の議事録」という。)及び会議で使用した資料は、委員会の事務局において保存する。

(会議の公開)

第十六条 会議は、会議を公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。

2 前項の規定により委員長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、委員会はその理由を公表する。

(会議の議事録の公表)

第十七条 会議の議事録は、前条第一項の規定により委員長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合、これを公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公表する。

2 前項の規定により委員長が会議の議事録を非公開とすることを必要と認めた場合は、委員会はその理由を公表する。

3 会議の議事録の公表までの間、委員会の事務局は、議事概要を速やかに作成し、委員長の承認を得て公表する。

(会議で使用した資料の閲覧)

第十八条 会議で使用した資料は、第十六条第一項の規定により委員長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合、これを公開することにより当

事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、委員会の事務局において一般の閲覧に供する。

2 前項の規定により委員長が会議で使用した資料を非公開とすることを必要と認めた場合は、委員会はその理由を公表する。

(あつせん又は仲裁の手續に係る資料の非公開)

第十九条 あつせん又は仲裁の手續においてあつせん委員、仲裁委員又は委員会の事務局が作成し、又は取得した資料は、公開しない。

2 前項の規定に関わらず、委員会は、あつせん又は仲裁の当事者がその公開を承諾する場合又はその公開が委員会の運営又は紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委員会が公開を適当と認める場合には、前項の資料を委員会の事務局において一般の閲覧に供することができる。

(あつせん及び仲裁の手續に関して知ることができた事実の公表)

第二十条 委員会は、あつせん又は仲裁の手續に関してあつせん委員、仲裁委員又は委員会の事務局が知ることができた次の事実を公表することができる。

一 あつせん又は仲裁の申請の受理の年月日

二 あつせん又は仲裁の手續の終結の年月日（手續を行わない場合には、手續を行わないことが確定した年月日）

三 あつせん又は仲裁の手續に関する主な経過、当事者の氏名（当事者が法人であるときは、その名称）、当事者の主な主張及び結果の概要

2 前項第三号の事実の公表は、次の場合に限り行うことができるものとする。

一 あつせん又は仲裁の当事者がその公表を承諾する場合

二 前号に規定する場合の他、その公表が委員会の運営又は紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委員会が公表を適当と認める場合

3 第一項第三号の事実の公表は、事件の性質を勘案し、処理の終結の後の適当な時点に行うものとすることができる。

附 則

平成十三年十一月三十日
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

この規程は、決定の日から施行する。

附 則

平成十四年二月二十六日
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

1 この決定は、平成十四年二月二十七日から施行する。

2 この決定の施行の際現にされているあつせんの申請に係る審理については、本決定の規定は適用せず、なお従前の例による。

附 則

平成十四年六月二十五日
電気通信事業紛争処理委員会決定第二号

この決定は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則

平成十五年二月十日
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

この決定は、平成十五年二月十二日から施行する。

附 則

平成十五年十月三日
電気通信事業紛争処理委員会決定第二号

1 この決定は、平成十五年十月三日から施行する。ただし、第二条の規定については、仲裁法（平成十五年法律第三十八条）の施行の日（平成十六年三月一日）から施行する。

2 第一条の規定による改正の後の規定は、この決定の施行の日以後に開始した仲裁手續から適用し、第二条の規定による改正の後の規定は、同条の施行の日以後に開始した仲裁手續から適用する。

附 則

平成十六年三月十五日
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

この決定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則

平成十六年十一月三十日
電気通信事業紛争処理委員会決定第二号

この決定は、平成十六年十二月一日から施行する。

附 則

平成二十年三月十八日
電気通信事業紛争処理委員会決定第一号

この決定は、平成二十年四月一日から施行する。

○電気通信事業紛争処理委員会仲裁準則

平成十五年十月三日

電気通信事業紛争処理委員会決定第三号

改正 平成十六年十一月三十日

電気通信事業紛争処理委員会決定第三号

(適用範囲)

第一条 この決定は、当事者間で別段の合意がない場合に限り、適用する。

(書面によつてする通知)

第二条 仲裁手続における通知を書面によつてするときは、名あて人が直接当該書面を受領した時又は名あて人の住所、常居所、営業所、事務所若しくは配達場所(名あて人が発信人からの書面の配達を受けるべき場所として指定した場所をいう。以下この条において同じ。)に当該書面が配達された時に、通知がされたものとする。

2 仲裁手続における通知を書面によつてする場合において、名あて人の住所、常居所、営業所、事務所及び配達場所のすべてが相当の調査をしても分からないときは、発信人は、名あて人の最後の住所、常居所、営業所、事務所又は配達場所にあてて当該書面を書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法により発送すれば足りる。この場合においては、当該書面が通常到達すべきであつた時に通知がされたものとする。

(忌避の手続)

第三条 仲裁委員の忌避についての決定は、当事者の申立てにより、仲裁廷が行う。

2 前項の申立てをしようとする当事者は、仲裁委員の指名があつたことを知った日から十五日以内に、忌避の原因を記載した申立書を仲裁廷に提出しなければならない。この場合において、仲裁廷は、当該仲裁人に忌避の原因があると認めるときは、忌避を理由があるとする決定をしなければならない。

(暫定措置又は保全措置)

第四条 仲裁廷は、当事者の一方の申立てにより、いずれの当事者に対しても、紛争の対象について仲裁廷が必要と認める暫定措置又は保全措置を講ずることを命ずることができる。

2 仲裁廷は、いずれの当事者に対しても、前項の暫定措置又は保全措置を講ずるについて、相当な担保を提供すべきことを命ずることができる。

(仲裁手続の方法)

第五条 仲裁廷は、この決定の規定に反しない限り、適当と認める方法によつて仲裁手続を実施することができる。この場合における仲裁廷の権限には、証拠に関し、証拠としての許容性、取調べの必要性及びその証明力についての判断をする権限が含まれる。

(異議権の放棄)

第六条 仲裁手続においては、当事者は、電気通信事業紛争処理委員会の行う仲裁手続に適用される法令、電気通信事業紛争処理委員会による決定又は当事者間の合意により定められた仲裁手続の準則(いずれも公の秩序に關しないものに限る。)が遵守されていないことを知りながら、遅滞なく異議を述べないときは、異議を述べる権利を放棄したものとみなす。

(仲裁地)

第七条 仲裁地は、東京都とする。

2 仲裁廷は、前項の規定による仲裁地にもかかわらず、適当と認めるいかなる場所においても、次に掲げる手続を行うことができる。

一 仲裁廷の評議

二 当事者、鑑定人又は第三者の陳述の聴取

三 物又は文書の見分

四 前二号に掲げるもののほか、事実関係につき行ふ調査

(仲裁手続の開始)

第八条 仲裁手続は、一方の当事者が他方の当事者に対し書面をもって特定の紛争を仲裁手続に付する旨の通知をした日又は一方の当事者の申請を受けて電気通信事業紛争処理委員会(以下「委員会」という。)が他方の当事者に仲裁の申請があつた旨の通知をした日のうち最も早い日に開始する。

(仲裁に付することについての回答期間の指示)

第八条の二 委員会は、当事者の一方から仲裁の申請がなされた場合(当事者の双方に、紛争が生じた場合に法による仲裁に付する旨の合意がある場合を除く。)においてその旨の通知をするときは、その相手方に対し、相当の期間を指定して、当該申請に係る事件を仲裁に付することに同意するかどうかを書面で回答すべきことを求めることができる。

(言語)

第九条 仲裁手続において使用する言語は、日本語とする。その言語を使用して行うべき手続は、次に掲げるものとする。

一 口頭による手続

二 当事者が行う書面による陳述又は通知

三 仲裁廷が行う書面による決定（仲裁判断を含む。）又は通知（当事者の陳述）

第十条 仲裁廷は、すべての当事者に対し、仲裁申請書に記載した事項に加えて、自己の主張、主張の根拠となる事実及び紛争の要点を、仲裁廷が定めた期間内に陳述することを命じることができる。この場合において、当事者は、取り調べる必要があると思料するすべての証拠書類を提出し、又は提出予定の証拠書類その他の証拠を引用することができる。

2 すべての当事者は、仲裁手続の進行中において、自己の陳述の変更又は追加をすることができる。ただし、当該変更又は追加が時機に後れてされたものであるときは、仲裁廷は、これを許さないことができる。

（口頭審理）

第十一条 仲裁廷は、当事者に証拠の提出又は意見の陳述をさせるため、口頭審理を実施することができる。ただし、一方の当事者が口頭審理の実施の申立てをしたときは、仲裁手続における適切な時期に、当該口頭審理を実施しなければならない。

（当事者の守秘）

第十二条 当事者は、電気通信事業紛争処理委員会運営規程（平成十三年電気通信事業紛争処理委員会決定第一号）（以下「運営規程」という。）第八条の二の規定により閲覧した証拠資料により知り得た相手方当事者の秘密を漏らしてはならない。

（不熱心な当事者がいる場合の取扱い）

第十三条 仲裁廷は、一方の当事者が、正当な理由なく口頭審理の期日に出頭せず、又は証拠書類を提出しないときは、その時までには収集された証拠に基づいて、仲裁判断をすることができる。

2 仲裁廷は、電気通信事業紛争処理委員会令（平成十三年政令第三百六十二号）第十一条に規定する申出を行った当事者の相手方の当事者が、正当な理由なく同条に規定する文書又は物件を提出しないときは、当該文書又は物件に関する当該申出を行った当事者の主張を真実と認めることができる。

（仲裁廷による鑑定人の選任等）

第十四条 仲裁廷は、一人又は二人以上の鑑定人を選任し、必要な事項について鑑定をさせ、文書又は口頭によりその結果を報告させることができる。2 前項の場合において、仲裁廷は、当事者に対し、次に掲げる行為をすることを求めることができる。

一 鑑定に必要な情報を鑑定人に提供すること。

二 鑑定に必要な文書その他の物を、鑑定人に提出し、又は鑑定人が見分をすることができるようにすること。

3 当事者の求めがあるとき、又は仲裁廷が必要と認めるときは、鑑定人は、第一項の規定による報告をした後、口頭審理の期日に出頭しなければならない。

4 当事者は、前項の口頭審理の期日において、次に掲げる行為をすることができる。

一 鑑定人に質問をすること。

二 自己が依頼した専門的知識を有する者に当該鑑定に係る事項について陳述をさせること。

（裁判所により実施する証拠調べ）

第十五条 仲裁廷又は当事者は、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定による調査の嘱託、証人尋問、鑑定、書証（当事者が文書を提出してするものを除く。）及び検証（当事者が検証の目的を提示してするものを除く。）であつて仲裁廷が必要と認めるものにつき、裁判所に対し、その実施を求める申立てをすることができる。

（仲裁判断において準拠すべき法）

第十六条 仲裁廷は、仲裁手続に付された紛争に最も密接な関係がある法令であつて事件に直接適用されるべきものを適用する。

（仲裁廷の議事）

第十七条 仲裁廷の長は、委員会が仲裁委員の中から指名する。

2 仲裁廷の長は、仲裁の審理の指揮を行う。

3 仲裁廷の議事は、仲裁廷を構成する仲裁委員の過半数で決する。

4 前項の規定にかかわらず、仲裁手続における手続上の事項は、仲裁廷の長が決することができる。

（和解勧告の実施の承諾等の方法）

第十八条 運営規程第七条の承諾又はその撤回は、書面で行わなければならない。

（仲裁判断の訂正の申立て期限）

第十九条 当事者は、仲裁廷に対し、仲裁判断における計算違い、誤記その他これらに類する誤りの訂正を申し立てるときは、これを、仲裁判断の通知を受けた日から三十日以内にしなければならない。

(仲裁廷による仲裁判断の解釈)

第二十条 当事者は、仲裁廷に対し、仲裁判断の特定の部分の解釈を求める申立てをすることができる。

2 前項の申立ては、仲裁判断の通知を受けた日から三十日以内にしなければならない。

(追加仲裁判断)

第二十一条 当事者は、仲裁手続における申立てのうちに仲裁判断において判断が示されなかったものがあるときは、仲裁廷に対し、当該申立てについての仲裁判断を求める申立てをすることができる。この場合においては、前条第二項の規定を準用する。

(仲裁費用の分担)

第二十二条 当事者が仲裁手続に関して支出した費用は、各自が負担する。

附 則

平成十五年十月三日
電気通信事業紛争処理委員会決定第三号

1 この決定は、仲裁法(平成十五年法律第三十八号)の施行の日(平成十六年三月一日)から施行する。ただし、第一条及び第十二条の規定は、電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部を改正する決定(平成十五年電気通信事業紛争処理委員会決定第二号)の施行の日から施行する。

2 この決定の施行前に開始した仲裁手続については、なお従前の例による。
3 前項に定めるもののほか、この決定の施行前に提起された仲裁委員忌避の訴えについては、なお従前の例による。

附 則

平成十六年十一月三十日
電気通信事業紛争処理委員会決定第三号

この決定は、平成十六年十二月一日から施行する。